

静岡大学

目 次

I 認証評価結果	2-(12)-3
II 基準ごとの評価	2-(12)-4
基準1 大学の目的	2-(12)-4
基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(12)-7
基準3 教員及び教育支援者	2-(12)-12
基準4 学生の受入	2-(12)-17
基準5 教育内容及び方法	2-(12)-21
基準6 教育の成果	2-(12)-38
基準7 学生支援等	2-(12)-42
基準8 施設・設備	2-(12)-46
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(12)-49
基準10 財務	2-(12)-52
基準11 管理運営	2-(12)-54
III 意見の申立て及びその対応	2-(12)-59
<参 考>	2-(12)-65
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(12)-67
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(12)-68
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(12)-71
iv 自己評価書等	2-(12)-77
v 自己評価書に添付された資料一覧	2-(12)-78

I 認証評価結果

静岡大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 教育活動等の改革に対する積極的な取組が、文部科学省特色GPにおいて平成16年度に1件、文部科学省現代GPにおいて平成18年度に1件、平成19年度に2件、文部科学省「教員養成改革モデル事業」において平成19年度に1件、文部科学省・経済産業省「原子力人材育成プログラム」において平成20年度に1件、文部科学省「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」において平成18年度に1件、文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（戦略的国際連携支援）」において平成18年度に1件、文部科学省大学院GPにおいて平成20年度に1件の採択につながっている。また、平成21年度に文部科学省・経済産業省「原子力人材育成プログラム」に1件、文部科学省大学院GPに1件の取組が採択されている。
- 文部科学省21世紀COEプログラムにおいて、平成16年度に「ナノビジョンサイエンスの拠点創成」が採択され、これまで国際的に活躍する資質の高い人材を多数輩出してきている。このプログラムは平成20年度をもって終了したが、その後も自然科学系教育部ナノビジョン工学専攻はこの分野における世界最高水準の研究教育拠点の構築を目指して活動を続けている。
- 外国人留学生と日本人女子学生を入居対象者とした新しい学生寮を建設中である。
- 情報基盤センターが情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際認証（ISO/IEC27001:2005及びJISQ27001:2006）を取得している。
- 東海地震等の大規模地震の発生に備えて、地震防災のための様々な活動に取り組んでいる。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 教育学研究科学学校教育研究専攻11専修のうち2専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成21年5月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。
- 大学院課程の1つの研究科においては、入学定員超過率が高い。
- バリアフリー化については一定の進捗がみられるものの、より一層の整備を進める必要がある。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 特色ある教育研究拠点として防災総合センターを置いているが、静岡地域における今後の防災体制の更なる充実に寄与していくことが期待される。

II 基準ごとの評価

基準 1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 83 条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学は自らの目的・使命を学則第 1 条において、「学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成し、その教授研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与すること」と規定している。また、各学部はそれぞれの学部規則において以下のとおり目的を規定している。

人文学部：人文・社会科学の各分野の専門的知識・能力を身につけるとともに、国際的な視野と幅広い教養を備え、社会の発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

教育学部：豊かな人間性と幅広い教養を基礎とする実践的指導力を備えた教育従事者、社会教育・企業内教育等の分野で活躍することのできる広い視野と多彩な技能・技術を有する人材、今日的かつ学際的な専門性を持ち、幅広い職種・分野の第一線で指導的役割を果たしうる人材を育成することを目的とする。

情報学部：人間の営みと情報技術が調和した豊かな社会の実現を目指す情報学の教育研究を推進し、21 世紀の情報社会で先導的役割を果たす深い教養と豊かな専門知識及び高度な実践力を有する人材を育成することを目的とする。

理学部：理学の各専門分野において確かな基礎学力をもつと同時に、幅広い教養を身につけた研究者・技術者・教育者などとして社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

工学部：豊かな教養と感性を育む教養教育及びものづくりを基盤とし実学を重視した専門教育を通じて人材を育成することを目的とし、地域社会・産業と連携して、工学及び技術の中核とした研究開発を推進することを研究の目的とする。

農学部：人間社会と直結したフィールド科学を基盤として、生物生産を中心に、生物科学と環境科学を両面に配した広がりを持たせた教育を行い、グローバル社会に適応できる総合力を備えた人材の育成を目的とする。

平成 16 年度の国立大学法人化に当たっては、中期目標が「未来を展望した、特色ある国際水準の教育研究を行い、学術・文化と産業・経済の発展に寄与し、卓越した「知の拠点」としての大学を目指す」と定められ、この下に教育に関する基本的目標、研究に関する基本的目標及び社会連携に関する基本的目標が具体的に掲げられている。

全学の教職員及び学生との討論や意見聴取を経て、平成 20 年 3 月に「未来を拓く静岡大学～ビジョンと戦略～」を策定し、その中で「自由啓発・未来創成」を理念とする大学の将来像を明確に定め、中長期的

な教育、研究、社会連携等の活動に係るビジョンと使命を明示している。

これらのことから、大学の目的が明確に定められており、その目的が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学は大学院の目的を大学院規則第1条において、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と規定している。また、第1条第2項において、「研究科等又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科等規則に定め、公表するものとする」と規定しており、この規定に基づいて研究科等及び専攻はそれぞれの教育目的、教育目標及び養成する人材像を研究科等規則において以下のとおり具体的に明示している。

人文社会科学研究科：専門性、学際性、国際性及び地域性を兼ね備えた高度専門職業人の養成を目的とし、そのため、臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻及び経済専攻の各専攻の特色を生かしつつ、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養する教育を行う。

教育学研究科：学校教育研究専攻においては、教育に関する高度な専門的力量及び見識を備えた学校教員並びに教育事業従事者の育成を目的とする。教育実践高度化専攻においては、総合的な実践的指導力のある新人学校教員及び中核的中堅学校教員の養成を目的とする。

情報学研究科：情報科学と情報社会学を融合させた情報学についての幅広く豊かな識見と、専攻分野についての高度な専門知識及び研究能力を基盤として、応用・実践に優れた職業適応力とコミュニケーション能力を備え、望ましい高度情報社会の構築に積極的に貢献しうる人材の育成を目的とする教育と研究を行う。

理学研究科：高度な科学技術社会の中で、基礎科学に基づいた問題解決能力を有する人材の育成を目指し、社会の多様なニーズに応えるための洞察力、適応力、行動力を養う教育研究を行うことを目的とする。

工学研究科：ものづくりを基盤とした体系的な専門教育を通じて人材を育成することを教育の目的とし、地域社会・産業と連携して、工学及び技術の中核とした研究開発を推進することを研究の目的とする。

農学研究科：東海地域の豊かな環境や資源を背景に、環境・バイオサイエンスを基礎として衣食住を充足するための学理や技術を深化させた教育と研究を行い、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を目的とする。

創造科学技術大学院：静岡大学大学院自然科学系教育部及び静岡大学大学院創造科学技術研究部で構成し、深い専門知識を有する高度先端技術者及び研究者を養成し、世界をリードする研究を実践することを目的とする。

法務研究科：深い学識及び卓越した能力を有し、地域社会に貢献する法曹の養成を目的とする。

中期目標においては、大学院教育の成果に関する目標として、「専攻分野における十分な能力を有する、質の高い職業人や技術者、研究者を養成する」、「教育の成果を客観的に把握できる体制を確立する」と定められ、また、教育内容等に関する目標として、「修士課程においては質の高い職業人と技術者、博士課程においては、高度な専門的知識能力を持ち新しい領域を開拓することのできる人材を養成するための体系的なカリキュラム編成と研究指導体制の確立を図る」と定められている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学の目的は、学則や大学院規則等に明示されており、大学のビジョン及び使命が記載された大学概要、SHIZUOKA UNIVERSITY GUIDEBOOK、学生案内、『未来を拓く静岡大学～ビジョンと戦略～』等の印刷物又はDVDが教職員及び学生全員に配付されている。また、各学部・各研究科等の目的についても、それぞれの学生便覧に記載され、教職員及び学生全員に配付されている。

社会に対して、大学の目的はウェブサイト、印刷物及びDVDを通じて公表されている。特に、高校生、社会人、編入学希望者や高等学校関係者、保護者等に対しては、オープンキャンパス、土曜進学相談会、進学相談会、出前授業等の機会を通じて、大学・学部・研究科等の目的が説明されている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、

- ・ 人文学部（4学科：社会学科、言語文化学科、法学科、経済学科）
- ・ 教育学部（4課程：学校教育教員養成課程、生涯教育課程、総合科学教育課程、芸術文化課程）
- ・ 情報学部（2学科：情報科学科、情報社会学科）
- ・ 理学部（5学科：数学科、物理学科、化学科、生物科学科、地球科学科）
- ・ 工学部（4学科：機械工学科、電気電子工学科、物質工学科、システム工学科）
- ・ 農学部（3学科：共生バイオサイエンス学科、応用生物化学科、環境森林科学科）

により構成されている。

この構成は、旧制静岡高等学校、静岡第一師範学校、静岡第二師範学校、静岡青年師範学校及び浜松工業専門学校を母体に、文理学部、教育学部、工学部からなる新制国立大学として昭和24年5月に発足した後、昭和26年4月の静岡県立農科大学移管により農学部を加え、昭和40年度には、文理学部の改組により、人文学部及び理学部が設置され、平成7年には教養部を改組して、21世紀の情報社会で先導的役割を担う高度な実践力を有する人材の育成を目的とした情報学部を設置して現在に至っている。

現在、当該大学は6学部（18学科、4課程）で構成されており、未来を展望した、特色ある国際水準の教育研究を行い、学術・文化と産業・経済の発展に寄与し、卓越した「知の拠点」としての大学を目指している当該大学にふさわしい多様性を持った構成である。

教育学部を除くすべての学部においては、専門性を重要視した教育研究を行っていることから学科制を採用しているが、教育学部においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の教員という幅広い職務能力を必要とする職業人の育成を目的としているために、多様な領域にまたがる科目の提供が必要であることから課程制を採用している。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

当該大学の教育課程は、全学部共通の教養科目と学部・学科（課程）に固有の専門科目の連携による4年一貫教育を通じて、幅広い教養を培い、専門知識・技術を学ぶことを基本方針としている。

教養教育の実施に関しては、静岡大学全学教育科目規程第2条において、全教員の責任と協力の下に全学教育科目を全学で実施することを規定するとともに、その企画、運営及び実施を担当する全学的な組織

として平成16年4月に大学教育センターを設置し、学長裁量により教員を戦略的に配置して機能の充実に努めている。平成21年5月1日現在、大学教育センターの教員数は専任教員4人（うち教授1人）及び非常勤教員95人となっている。

なお、教養教育の授業は大学教育センターの統轄の下、静岡・浜松両キャンパスでそれぞれ別個に実施されているが、「実用英語」を例にとると共通テキストの採用や統一的な成績評価基準の運用等を図っている。また、浜松キャンパスの教養教育では、静岡文化芸術大学との連携も補完的にとられている。

大学教育センターは教育担当理事を長として、3部門（企画・マネジメント部門、教育開発・評価（FD）部門、全学教育科目部門）を置いている。全学教育科目部門には、10科目部（人文社会科目部、自然科学科目部、学際科目部、英語科目部、初修外国語科目部、健康体育科目部、情報科目部、教職等資格科目部、理系基礎科目部、日本語・日本事情科目部）を置き、さらに、各科目部に分野別分科会を置いて、全教員がそれぞれの専門性に応じて科目部に登録する体制がとられている。

なお、浜松キャンパスには教養教育のマネジメントのため、大学教育センターの教員1人が派遣されている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学大学院は、

- ・ 人文社会科学研究科（修士課程3専攻：臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻、経済専攻）
- ・ 教育学研究科（修士課程1専攻：学校教育研究専攻、専門職学位課程1専攻：教育実践高度化専攻）
- ・ 情報学研究科（修士課程1専攻：情報学専攻）
- ・ 理学研究科（修士課程5専攻：数学専攻、物理学専攻、化学専攻、生物科学専攻、地球科学専攻）
- ・ 工学研究科（修士課程5専攻：機械工学専攻、電気電子工学専攻、物質工学専攻、システム工学専攻、事業開発マネジメント専攻）
- ・ 農学研究科（修士課程3専攻：共生バイオサイエンス専攻、応用生物化学専攻、環境森林科学専攻）
- ・ 自然科学系教育部（博士後期課程5専攻：ナノビジョン工学専攻、光・ナノ物質機能専攻、情報科学専攻、環境・エネルギーシステム専攻、バイオサイエンス専攻）
- ・ 法務研究科（専門職学位課程1専攻：法務専攻）

により構成されている。

各研究科等は独自の目的を有しているが、対応する各学部の専門教育との整合性に配慮して専攻を構成し、それぞれの目的に沿った高度専門職業人や研究者の養成を行っている。

教育学研究科は、学部教育が幅広い職務能力を養成することができるように課程制をとっているのに対し、専門性の養成を重要視して専攻制をとり、高度な教育に適切な体制となっている。

法務研究科法務専攻は法科大学院として平成17年4月に設置され、また、教育学研究科教育実践高度化専攻は教職大学院として平成21年4月に設置された。

自然科学系教育部は、平成18年4月に理工学研究科と電子科学研究科を改組して設置された創造科学技術大学院の教育組織であり、深い専門知識を有する高度先端技術者及び研究者の養成を目的としている。その教育目的を達成するため、教育領域を、第3期科学技術基本計画が定める重点推進4分野（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー）及び静岡・浜松地域の産業特性に定位して、最先端科学技術分野の5専攻（ナノビジョン工学専攻、光・ナノ物質機能専攻、情報科学専攻、環境・エネルギーシ

STEM専攻及びバイオサイエンス専攻)を設置することによって、深い専門知識を有する高度先端技術者及び研究者の養成にふさわしい博士課程教育の特色化と高度化を図っており、今後の大学院教育の更なる充実につながることが期待される。

なお、農学研究科は岐阜大学大学院連合農学研究科(博士課程3専攻:生物生産科学専攻、生物環境科学専攻、生物資源科学専攻)の構成大学院として博士課程教育を担っている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

大学の教育研究に必要な附属施設、センター等のうち、大学教育センター、全学入試センター、国際交流センター、遺伝子実験施設、機器分析センター、情報基盤センター、イノベーション共同研究センター、生涯学習教育研究センター、及び防災総合センターの9つは学内共同教育研究施設として位置付けられ、留学生を含めた学生の教育を担当している。また、こころの相談室、キャンパスミュージアム、及び高柳記念未来技術創造館の3つは学内共同利用施設と位置付けられている。キャンパスミュージアムは、全学の教育研究の成果を総合的に収集、整理、保存及び発信するために設置された大学博物館である。さらに、知的財産本部、情報基盤機構、地域連携協働センター、附属図書館、及び保健管理センターの5つがある。これらの施設・センター等は明確に定められた設置目的に基づいて活動しており、その活動記録は年報等により公表されている。また、これらセンターのうち、防災総合センターは、東海地震等の大規模地震の発生に備えて、防災に関する教育研究及び地域連携の役割を担う拠点として平成20年4月に設置された特色あるセンターであり、防災に関する教育研究拠点として静岡地域における今後の防災体制の更なる充実に寄与していくことが期待される。

これらの学内施設・センター等のほかに、学部附属センター等として、教育学部附属教育実践総合センター、理学部附属放射科学研究施設、及び農学部附属地域フィールド科学教育研究センターが設置されている。また、教育学部には、幼稚園、小学校、中学校、及び特別支援学校が設置されているが、教育学部は「教育実習」の大部分を附属学校園で行っており、これらの附属学校園は教育学部の教育のみならず、地域の公教育の推進においても重要な役割を果たしている。

このように、当該大学の施設及びセンターは、特色ある研究や地域連携等を行うとともに、教育活動の重要な一翼を担い、総合的に大学の教育研究支援施設として有効に機能している。また、学部附属のセンター等は、学部教育に寄与する特色ある活動を行っている。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項の審議は、教育研究評議会及び教授会が行っている。

教育研究評議会は、教育(及び研究)活動に係る重要事項、中期目標・中期計画及び年度計画(法人経

営に関する部分を除く)、学則、教員人事、教育課程の編成方針等を審議しており、原則として月1回開催されている。

他方、各学部教授会は、主な審議事項を「学部の中期目標・中期計画及び年度計画」、「学部の教育課程の編成に関する事項」、「学生の入学、卒業、その他その在籍に関する事項および学位の授与に関する事項」及び「その他学部の教育又は研究に関する重要事項」として、月1回程度定期的にあるいは必要に応じて臨時に開催されている。

大学院においては、各研究科に研究科委員会が置かれ、研究科の教育課程及び試験、学生の身分、学位の授与、その他研究科における教育研究に関わる重要事項等の審議を行っている。自然科学系教育部においては教授会が組織されており、教授会が教育部の教育活動に係る重要事項を審議している。

なお、工学部、農学部、工学研究科及び農学研究科は代議員会を置き、教授会や研究科委員会を補完し、迅速に意思決定を行う体制をとっている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

当該大学は、全学的な教育課程を検討する組織として大学教育センターを設置している。同センターは、センター会議、全学教育企画委員会、全学FD委員会等の会議を定期的で開催して、全学的観点から教育課程や教育方法等について検討を行っている。センター会議には、センター長をはじめとする同センターの専任教員のほかに、各学部の教務委員長やFD関連委員会委員も委員として参加しており、これらの会議は月1回程度定期的、あるいは必要に応じて臨時に開催されている。他方、学部や研究科等においても、教務委員会やFD委員会等を設置し、大学教育センターと連携をとりながら教育課程や教育方法等について検討を行っている。これらの委員会の活動は学部・研究科等により異なるが、月1回の定例会議と必要に応じて臨時会議が開催されている。

学部・研究科等は、大学教育センターが決定する全学的な教育改善の方針に従って、教務(学務)委員会を中心として積極的に教育改善に取り組んでいる。平成20年度における学部・研究科等の教務(学務)委員会の開催数は、それぞれ人文学部29回、人文社会科学研究科17回、教育学部19回、教育学研究科(研究科小委員会)12回、情報学部19回、情報学研究科11回、理学部・理学研究科13回、工学部・工学研究科12回、農学部・農学研究科20回、創造科学技術大学院7回、法務研究科13回である。

また、大規模な教育課程の改訂作業については、部局によって異なるが臨時の委員会(例えば、人文社会科学研究科:大学院教育改革準備委員会、教育学研究科:研究科カリキュラム検討委員会、情報学研究科:研究科改革WG、農学部・農学研究科:教育システム委員会)を設置して対応している。これまでの取組により、全学教育や学部・研究科等のカリキュラム改定が実施されたほか、学生による授業アンケートの改善、シラバスの改善、新学務情報システムの導入、成績評価の厳格化、GPA(Grade Point Average)制度の導入等が実現している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 自然科学系教育部に、最先端科学技術の重点4分野及び地域産業の特性を考慮した5専攻を有する博士課程を置いているが、今後の大学院教育の更なる充実につながることを期待される。
- 特色ある教育研究拠点として防災総合センターを置いているが、静岡地域における今後の防災体制の更なる充実寄予していくことが期待される。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学は、「静岡大学の学部、大学院及び研究所に置く講座等の教員組織を定める規則」に基づいて教員組織を編制している。教員組織の最小単位は講座であり、学部においては、学科（教育学部においては課程）を教員の基本組織として教育が行われている。また、研究科においては、修士課程の専攻が学科と対応しているため、学部教育とほぼ同一の教員組織で運営されている。ただし、人文社会科学研究科においては、学部の講座とは別に1講座が設置され、専任教員が配置されている。

創造科学技術大学院の教員組織は創造科学技術研究部であり、その基本組織は8研究部門である。各研究部門には専任教員が配置されているが、それに加えて、人文学部を除く全学部及び電子工学研究所に所属する教員の一部が兼任教員となっている。また、教育組織である自然科学系教育部（博士後期課程）の教育については、これらの専任教員及び兼任教員が担当する体制がとられている。一方、創造科学技術研究部の専任教員は、関連する学部や研究科の教育も担当している。

専門職学位課程については、法務研究科法務専攻を法科大学院として、また、教育学研究科教育実践高度化専攻を教職大学院として、それぞれに必要とされる専任教員を配置している。

電子工学研究所の基本組織は2研究部門及び1センターであり、それぞれに専任教員が配置されている。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 人文学部：専任103人（うち教授64人）、非常勤10人
- ・ 教育学部：専任115人（うち教授64人）、非常勤14人
- ・ 情報学部：専任66人（うち教授35人）、非常勤6人
- ・ 理学部：専任64人（うち教授25人）、非常勤26人

- ・ 工学部：専任 161 人（うち教授 72 人）、非常勤 20 人
- ・ 農学部：専任 58 人（うち教授 30 人）、非常勤 27 人

専任教員一人当たりの学生数は、人文学部 18.3 人、教育学部 13.9 人、情報学部 12.1 人、理学部 13.4 人、工学部 13.3 人、農学部 10.0 人となっている。また、兼任教員及び非常勤教員も活用されているが、主要な授業科目の大部分は専任の教員が担当しており、教育課程の遂行に必要な教員が確保されているばかりでなく、少人数教育を実施する上でも適切に教員が確保され、配置されている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、平成 21 年 5 月 1 日現在、次のとおりである。

〔修士課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：研究指導教員 81 人（うち教授 54 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員 84 人（うち教授 64 人）、研究指導補助教員 20 人
- ・ 情報学研究科：研究指導教員 52 人（うち教授 32 人）、研究指導補助教員 19 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 66 人（うち教授 26 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 158 人（うち教授 84 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 58 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 7 人

〔博士後期課程〕

- ・ 自然科学系教育部：研究指導教員 114 人（うち教授 92 人）、研究指導補助教員 2 人

なお、教育学研究科学校教育研究専攻の各専修においては「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑み、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用することとすれば、平成 21 年 5 月 1 日現在、次の専修において必要とされる研究指導補助教員数を下回っている。

- ・ 数学教育専修：研究指導補助教員 1 人不足
- ・ 美術教育専修：研究指導補助教員 2 人不足

その他については、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

このことは、当該専攻の教育研究の目的を達成する上で重大な支障があると考えられるが、準則主義の立場から、大学院設置基準に教科教育専攻の必要教員数の規定がないことを前提にすれば、当該専攻の現状を大学院設置基準違反と断ずることはできない。この現状に対して、当該研究科においては、数学教育専修について平成 22 年度に研究指導補助教員 1 人を、美術教育専修について平成 22 年度及び平成 23 年度に研究指導補助教員各 1 人をそれぞれ補充することとしている。しかしながら、当該専攻の教育研究の目的を達成するためには、専攻に準じて教育研究活動を実施している専修が、教科に係る専攻において必要とされる教員数を下回っている現状は、可及的速やかに是正されなければならない。このことは、当該研究科はもとより全学的な立場からの対応が必要である。

これらのことから、教育学研究科学校教育研究専攻において、教育研究の目的達成の上で、不十分な教員配置状況にあるが、解消に向けた教員補充計画が予定されており、大学全体としては必要な研究指導教員及び研究指導補助教員がおおむね確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 法務研究科（法務専攻）：22人（うち教授16人、実務家教員6人）
- ・ 教育学研究科（教育実践高度化専攻）：15人（うち教授9人、実務家教員6人）

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

年齢別の教員構成では、35歳以下の年齢層の教員数が少ないが、全体としてほぼバランスのとれた構成となっている。また、女性教員の数は、平成19～21年度までの3年間で徐々に増加しており、平成21年5月1日現在、全教員の10.7%を占めているが、平成24年度までに女性教員の比率を15%まで引き上げることを目指して、女性教員の採用促進に努めている。外国人教員は平成21年5月1日現在24人である。社会連携を重要視するという基本的目標を踏まえて、企業や研究機関等の経験を有する人材を教員として採用する傾向が見られ、現在、その数は26人に達している。

当該大学は、教員の採用に当たっては公募制を原則としている。平成20年度において公募によって採用された教員数は35人であり、全採用者に占める割合は83.3%である。

任期制の状況については、平成21年5月1日現在、4学部（教育学部、情報学部、工学部、農学部）、2研究科（教育学研究科、法務研究科）、電子工学研究所及び5学内共同教育研究施設（大学教育センター、全学入試センター、国際交流センター、イノベーション共同研究センター、防災総合センター）が任期制を実施している。このうち、教育学研究科及び法務研究科は労働基準法（契約期間等）第14条に基づいた任期制を実施して、教育学研究科1人、法務研究科5人の教授を雇用している。その他の部局は、「大学の教員等の任期に関する法律」に基づいて制定された「静岡大学教員の任期に関する規則」により、教員を採用している。平成21年5月1日現在、任期制による教員数は教育学研究科及び法務研究科の6人を含めて63人（教授16人、准教授17人、講師1人、助教29人）、全教員に占める割合は9.1%となっている。

世界最高水準の研究者を育成することを目指して、平成20年度から「若手グローバル研究リーダー育成プログラム」を実施して、当該大学が重点研究領域と位置付ける光・電子研究分野等に、国際公募により10人の若手研究者（外国籍の者2人）をテニユア・トラックポストに採用し、5年後の任期終了時に評価に基づいてテニユア教員に採用することができるとしている。

教員が国内外の大学等において、一定期間（6か月以上1年以内）研究に専念することのできるサバティカル制度を導入して、教員の資質向上を図っている。また、満60歳以上65歳未満の教員を対象に早期退職制度を実施している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

当該大学の教授等の資格は「静岡大学教員資格審査基準」によって定められている。この基準は大学設置基準に基づいて制定されたものであり、教育上の指導能力が重要視されており、教授、准教授、講師及び助教となることのできる者は、研究上の業績等のほかに「大学における教育を担当するにふさわしい教

育上の能力を有すると認められる者」と明記されている。各学部はこの基準に基づいて採用・昇任基準を設け、選考に関する内規等により選考委員会あるいは人事委員会を設置して選考を行っている。例えば、工学部は、教授及び准教授にあつては原則として1年以上の教育経験を有すること、又はそれに相当する教育経験を有し良好な評価を得ていること、さらに、模擬授業やプレゼンテーション等により十分な教育能力があると認められることを要件としている。

大学院課程では、研究指導教員の選考において、研究科等の規則で規定された選考方法に基づいて教育研究上の指導能力の評価が行われている。例えば、創造科学技術大学院は内規により「十分な教育および研究指導能力を有する者」と定めている。このように、修士課程では「高度の教育研究上の指導能力」、博士課程では「極めて高度の教育研究上の指導能力」を有しているか否かが、規程に従って慎重に審査されている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

当該大学は専任教員を対象とした個人評価を定期的に実施することを決め、平成18年度から平成20年度までの教育、研究、社会・国際連携及び管理運営の4領域における活動について教員によりデータ入力が行われ、平成21年度に最初の評価結果を出すこととしている。部局等の長が当該部局等全体の評価結果をとりまとめ、各教員にコメントを付して評価結果を通知し、その際必要に応じて改善を促すこととしている。

なお、学長はこれを閲覧することができる。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教員の採用・昇任人事の際に、教育内容と関連した研究活動の有無も審査の対象とされている。その結果として、教員は教育内容に対応する研究活動を行っている。実際に、各学部等における主要な授業科目の教育内容とそれを担当する教員の研究活動は高い相関性を有している。特に、専門教育における授業科目及び学部学生の4年次に進級してからの研究室ゼミ及び卒業研究・卒業制作等、さらに、大学院における専攻科目の授業の多くは、教員の研究活動及び研究業績の内容と対応しており、教育の目的を達成するために教育内容と関わりの深い研究活動が行われている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を支援するために、学務系事務職員69人（事務局本部32人、学部37人）、及び技術職員67人（教育学部5人、情報学部4人、理学部2人、工学部42人、農学部13人、創造科学技術大学院1人）、附属図書館職員18人（本館13人、浜松分館5人）が各部局に配置され、教育研究の支援活動に従事している。事務職員は、履修規程・履修案内等の作成、施設の管理等において教育支援活動を行っており、ま

静岡大学

た、各学部や各学部附属施設に配属された技術職員は、授業や実験・実習の教材作成等の教育支援活動を主な職務としている。さらに、平成20年度、1,021人のTAが各学部等に配置され、演習や実験・実習等において補助活動を行っている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「若手グローバル研究リーダー育成プログラム」を実施して、優秀な若手研究者の育成に取り組んでいる。

【改善を要する点】

- 教育学研究科学校教育研究専攻11専修のうち2専修においては、「専攻」に準じる形で教育研究が行われている実態に鑑みて、大学院設置基準の教科に係る「専攻」を「専修」に準用すると、平成21年5月1日現在における教員配置状況が「教科に係る専攻において必要とされる教員数」を下回っている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学の基本理念及び教育目標に沿って、「静岡大学のアドミッション・ポリシー（求める学生像）」が定められている。そこでは、「育てる人間像」及び「目指す教育」を明記した上で、「入学を期待する学生像」が「失敗を恐れず若々しいチャレンジ精神をもち、人の意見によく耳を傾け、それに学び、協調性豊かに自己主張ができる人の入学を期待します」と、わかりやすく説明されている。各学部・研究科等においても、同様の形式でそれぞれ教育目標に沿って独自の入学者受入方針が策定されている。

全学及び各学部・研究科等の入学者受入方針は、入学者選抜に関する要項、ウェブサイト、学部・研究科等案内に掲載され、公表、周知されている。また、オープンキャンパス等の入試説明会、進学相談会、出張授業等においても、高校生、高等学校教員、進学関係者、保護者等に説明し、広く周知に努めている。

これらのことから、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-2① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

当該大学は、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を図るため、選抜方法として、一般選抜と多様な特別選抜やアドミッション・オフィス入学試験（AO入試）選抜を実施している。一般選抜については、「平成21年度入学者選抜に関する要項」において、「大学入試センター試験、個別学力検査、実技検査、面接、小論文、総合問題及び調査書を総合して選抜する」と明示されている。学部・学科の選抜方針は平成21年度一般選抜学生募集要項に示されている。特別選抜としては、推薦入学、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜、私費外国人留学生特別選抜（9月入学）（工学部海外選抜）があり、推薦入学は、ほとんどの場合に大学入試センター試験を課しているが、夜間主コース、一般枠の一部、専門高等学校枠、地域指定枠、教員養成特別枠には課していない。その趣旨及び実施学部・学科ごとの選抜方針は平成21年度推薦入学学生募集要項に示されている。また、AO入試においても、一般枠の一部及び専門高等学校枠に対しては大学入試センター試験を課していない。どの選抜方法においても、アドミッション・ポリシーに即した入試科目を設定し、特に特別選抜及びAO入試では個別面接により志願者の適性、能力を審査する入試を工夫して実施している。

大学院課程においても、各研究科はアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入を図るため、選抜方

法として、一般選抜のほか、特別選抜を実施するとともに、試験方法として、専門分野に係る筆記試験のほか、面接又は口述試験を採用している。

なお、人文社会科学研究科経済専攻及び情報学研究科は学士課程3年次在学学生を対象に飛び入学制度を実施している。

これらのことから、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

当該大学のアドミッション・ポリシーは、留学生・社会人・編入学生の受入についても一般選抜と同様である。留学生及び社会人の選抜方針は、学士課程では、私費外国人留学生特別選抜学生募集要項及び社会人特別選抜学生募集要項に明示され、また、大学院課程では各研究科等の募集要項に明示されている。編入学生の選抜は5学部、すなわち、人文学部（社会学科、言語文化学科、法学科）、情報学部、理学部、工学部及び農学部が実施しているが、このうち人文学部、理学部及び農学部は選抜方法のほかに特に選抜方針を募集要項に明示している。留学生、社会人及び編入学生に対する選抜方法については、学士課程及び大学院課程とも、筆記試験のほかに、志願者の適性及び能力の審査を目的に、面接、口述試験を取り入れている。

これらのことから、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜に係る業務を円滑に実施するための全学的な実施体制として、教育担当理事を長とする全学入試会議を置くとともに、各学部に入試委員会を置き、学部入試委員長及び副委員長が全学入試会議の委員として参加する体制がとられている。また、全学入試会議の下に試験問題作成・点検・採点業務を担当する入学試験学力検査委員会を置き、出題委員、問題点検委員及び採点委員をそれぞれ若干名学長が任命している。

実際の入学試験の実施に当たっては、学長を本部長とする入試実施本部を設置するとともに、各試験場には学部長を本部長とする試験場本部を置き、試験監督及び警備等従事者が監督要領及び警備実施要項により試験を実施している。試験終了後、採点委員が採点・集計を行い、学部入試委員会が全学入試センター入試情報処理部門の協力の下に合否判定資料を作成し、教授会が判定を行っている。

入試情報の公開については、学部入試を対象に、試験問題、正解・解答例（小論文、面接、実技を除く）、採点・評価基準、合格者の試験成績（最高点・最低点・平均点の統計値、ただし、募集単位の合格者数が4人未満の場合は除く）等を公表し、また、出願者による試験成績の開示請求にも対応している。

大学院課程の入試体制としては、大学院委員会の下、各研究科等において学部入試に準じた体制により試験が実施されている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

全学入試センターの入試企画広報部門が入試に係る調査・研究、入試方法の改善及び入学者の分析を行っており、その下に置かれた入学者選抜方法研究会において、入学者選抜方法の検証とその改善の検討が行われている。さらに、入試業務終了後の6月には、毎年度、入試結果報告会・入学者選抜方法研究発表会を開催し、その結果を入学者選抜方法研究委員会報告書にまとめている。これらの調査・研究結果等は選抜方法の改善に活かされている。例えば、人文学部経済学科が平成18年度入試より専門高等学校を対象としたAO入試を導入したこと、教育学部学校教育教員養成課程が平成19年度入試より過疎地域枠（現在の地域指定枠）を、平成21年度入試より教員養成特別枠として導入したこと、工学部の4学科が平成19年度入試より専門高等学校を対象としたAO入試を導入したことは、入試に対する大学としての組織的な検証活動に基づいた取組である。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成17～21年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成18年4月に改組された農学部、理学研究科（修士課程）、工学研究科（修士課程）、自然科学系教育部（博士後期課程）については、平成18～21年度の4年分、平成20年4月に改組された農学研究科（修士課程）については、平成20～21年度の2年分、平成21年4月に改組された教育学研究科（修士課程）、教育学研究科（専門職学位課程）については、平成21年度の1年分。）

〔学士課程〕

- ・ 人文学部：1.06倍
- ・ 人文学部（3年次編入）：0.86倍
- ・ 教育学部：1.02倍
- ・ 情報学部：1.01倍
- ・ 理学部：1.03倍
- ・ 工学部：1.04倍
- ・ 農学部：1.08倍
- ・ 農学部（3年次編入）：0.92倍

〔修士課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：1.29倍
- ・ 教育学研究科：0.98倍
- ・ 情報学研究科：1.38倍
- ・ 理学研究科：1.04倍
- ・ 工学研究科：1.22倍
- ・ 農学研究科：0.94倍

〔博士後期課程〕

- ・ 自然科学系教育部：1.07倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：1.15倍
- ・ 法務研究科：1.02倍

静岡大学

学士課程、博士課程及び専門職学位課程では、実入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていないが、修士課程では、情報学研究科において入学定員超過率が高い状況にある。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の1つの研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の1つの研究科においては、入学定員超過率が高い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

- 5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育課程編成の基本方針を、教養科目と専門科目の連携による4年一貫教育を通じて、幅広い教養を培い、専門知識・技術を学ぶことができることと定めている。卒業要件単位数については、教育学部が134単位、他の学部が130単位と定めている。教養教育単位数については、各学部が専門教育とのバランスに配慮して決めており、全学部で30～38単位の範囲内にある。

教養教育の編成については、全学教育科目の共通枠組を「ガイドラインカリキュラム」として定め、各学部・学科はこの枠内でそれぞれの教育目的に応じた教養教育の設計を行っている。教養科目は、在学中及び卒業後に必須となる基本技能・素養・実践力の育成を目的とする「新入生セミナー」、「キャリア形成」、「情報処理」、「実用英語」、「初修外国語」、「健康体育」、「フィールドワーク」の各科目群からなる基軸教育科目、現代教養科目、留学生科目、教職等資格科目(教職教養科目)に区分され、さらに、各科目区分にはそれぞれの目的に応じた授業科目群が配置され、その内容・水準に応じて1～4年次に受講するようになっている。

各学部は、以下に概要を示すように、それぞれの教育目的を達成するために、教養教育に配慮するとともに、専門教育のコアを体系的・段階的に編成している。

人文学部：社会学科、言語文化学科及び経済学科（昼間コース、夜間主コース）においては、学科共通専門科目（「人間学概論」、「言語学概論」、「経済理論入門Ⅰ」等）及び、より専門性の高い科目（「臨床人間学」、「フランス語音声学」、「市場経済論」等）を1～4年次に段階的に開設している。法学科（昼間コース）においては、学科専門科目（必修）（「憲法総論・統治機構」、「人権総論」、「契約法総論・不法行為法」、「刑法」）及び学科専門科目（選択）（「労働法」、「地方自治法」等）を、また、法学科（夜間主コース）においては、学科専門科目（選択）（「企業法」、「国際法」等）を1～4年次に開設している。

教育学部：学校教育教員養成課程においては、2種類の教員免許（小学校と中学校、幼稚園と小学校、特別支援学校と小学校又は中学校）の取得に対応し、実践的指導力を備えた教育従事者の育成を目的に、1～4年次に、教職に関する科目（必修）（「教職入門Ⅰ」、「道徳指導論」等）、教職に関する科目（選択）（「日本教育実践史」、「学習カウンセリング」等）、各教科の教育法（「社会科教育法Ⅰ～Ⅳ」等）、教職に準ずる科目（「理科教科内容指導論」等）、教科に関する科目（「専門基礎音楽」等）、専攻・専修別科目（「教育学調査法」、「文章表現研究」等）を開設している。また、生涯教育課程、総合科学教育課程及び芸術文化課程においては、社会教育・企業内教育等の分野で活躍できる人材及び今日のかつ学際的な専門性を持つ人材の育成を目的に、課程ごとに課程必修専門科目（「生涯スポーツ概論」、「人権概論」等）、課程選択必修科目（「現代社会科学概論」、「芸術文化教育論」等）、専攻必修科目（「和声法解析学」、「現代工芸論」等）、及び専攻選択科目（「スポーツ行政」、「情報産業概論」等）を1～4年次に開設している。

なお、教員免許取得希望者に対して、各専攻に該当する教科において中学校・高等学校の「教職課程」及び「教育実習」を開設している。

情報学部：学科及びプログラムごとに、情報科学の基礎（「論理回路」、「モデリング」、「データベース論」、「コミュニケーション論Ⅰ」等）から、応用（「ハードウェア実験Ⅰ・Ⅱ」、「情報システム評価法」、「コンテナツマネジメント」、「都市・地域政策論」等）に至る学科・プログラム専門科目を1～4年次に段階的に開設している。

理学部：学科ごとに、基礎的・入門的な科目（「微分積分学Ⅰ・Ⅱ」、「力学Ⅰ・Ⅱ」、「量子化学Ⅰ・Ⅱ」、「生物学Ⅰ・Ⅱ」、「地球科学入門Ⅰ・Ⅱ」等）から、より専門性の高い科目（「代数学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「相対性理論」、「化学反応論」、「分子遺伝学」、「構造岩石学」等）を学科専門科目として1～4年次に体系的・段階的に開設している。

工学部：学科ごとに、学科専門科目（「材料加工学」、「基礎電子回路」、「物質工学実験Ⅰ」、「システム工学応用実習」等）を1～4年次に段階的に開設するとともに、2年次以降においてはコース又は系ごとに、より専門性の高い科目（「航空工学」、「光半導体工学」、「物質循環化学」、「制御工学」等）を開設している。

農学部：学科ごとに、基礎的・入門的な学科共通コア科目（「植物バイオサイエンス入門」、「分子細胞生物学」、「森林生態管理学」等）から、より専門性の高い学科専門科目（選択）（「持続可能型農業科学」、「食品機能化学」、「造林学実験」等）までを主として2～4年次に段階的に開設している。

なお、情報学部、工学部、農学部はJABEE（日本技術者教育認定機構）の認定にも積極的に取り組み、情報学部1コース（情報科学科計算機科学コース（現計算機科学（CS）プログラム））、工学部2コース（機械工学科昼間コース、物質工学科化学システム工学コース）及び農学部1学科（森林資源科学科（現環境森林科学科））が到達目標を明確にした教育プログラムとして認定されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学は、学生の多様なニーズ、学術の発展動向や社会からの要請等に配慮して、恒常的に教育課程の改善に取り組んでいる。例えば、幅広い周辺領域的知識・能力を有する技術系人材を求める社会的ニーズにこたえるために、大学教育センター、情報学部及び工学部が協力して、技術者の実践的対応力育成カリキュラムを開発・実施している。この取組は、平成19年度文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」において、「技術者の実践対応力育成カリキュラムの開発」として採択された教育プログラムである。このほかにも、以下に例示するように、特色ある教育プログラムが多数実施されている。

教育学部：平成19年度文部科学省「教員養成改革モデル事業」において、「Web上での実践参画体験記録の共有化等を通じた適応的実践力向上の取り組み」が採択され、1年次から多様な学校現場体験記録を共有するとともに、学生、教員及び公立学校教員による相互省察を通じて、学生の現場対応実践力のより一層の向上を図っている。このプロジェクトを発展させ、現在、学校現場体験活動を単位化（「教職体験入門」2単位）し、またウェブ上での情報共有の取組を教職大学院に展開し、実習科目の経験内容に加え、授業の学習内容も共有して理論と実践がウェブ上で往還できるようデザインし、発展的に運用している。

情報学部：平成16年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」において、「多角的評価で磨く文工融合型情報学教育」が採択され、現代情報化社会を支える人材を育成するための教育方法の開発に取り組み、現在の情報学部の2学科3プログラム制の基礎を築いている。3プログラム制で学んだ学生が修士課程に進学する平成21年度に大学院教育改革を行い、修士課程においても3プログラム制を導入し、学士課程と修士課程との接続を考慮した教育プログラムを構築している。

理学部：平成20年度文部科学省・経済産業省「原子力人材育成プログラム」において、「学生課題創成型放射線管理実習プログラム」が採択され、「放射線管理実習」の授業において、学生が原子力施設を訪問して実習課題を提案した上で、提案学生がTAの支援を得ながら授業の1コマを担当する取組を行っている。なお、このプロジェクトにより前年度比で放射線取扱主任者試験の合格者は5倍に増加している。

また、平成21年度文部科学省・経済産業省「原子力人材育成プログラム」において、「原子力発電所と連携した放射線管理実習プログラム」が採択されている。

工学部：平成18年度文部科学省現代GPにおいて、「ものづくり教育はままつ10年構想～小中高理科教育から技術者養成までのサーモンプロジェクト～」が採択され、創造教育支援センターを設置するとともに、浜松市及び浜松商工会議所と連携して、学生が地域の小中学生や若手技術者とともに学ぶ新しい型のものづくり教育を展開している。この活動は、地元自治体等との連携強化を深めつつ、当該学部の独自事業として、実習教育の改善、地域の理科・技術教育支援、若手研究者支援活動を継続している。

農学部：平成19年度文部科学省現代GPにおいて、「静岡市中山間地域における農業活性化～「一社一村しずおか運動」に連結する農業環境教育プロジェクト～」が採択され、静岡市大代地区をフィールドとして、農作業体験や地域住民との交流を通して、農業と環境の問題に対応できる環境リーダーの養成に取り組んでいる。このプロジェクトの内容に即して平成19年度に「農業環境演習Ⅰ」、「農業環境演習Ⅱ」、「農業環境演習Ⅲ」を開設している。

全学部が、職業意識の涵養や学問の社会的意義の理解を目的にインターンシップを実施しており、平成20年度実績は、人文学部51人、教育学部18人、情報学部29人、工学部52人及び農学部72人となっている。ただし、理学部は平成21年度から3年次生を対象に実施予定となっている。

国際学生交流協定に基づいて協定校へ学生を派遣しており、平成20年度実績は、人文学部36人、教育学部7人、情報学部10人、工学部9人、農学部2人となっている。

取得可能資格については、教育学部において、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教諭一種免許状の取得が可能である。高等学校教諭一種免許状については、他のすべての学部で可能であり、中学校教諭一種免許状については人文学部及び理学部で可能である。他の資格については、学芸員（人文学部、教育学部、情報学部、理学部）、社会調査士（人文学部）、社会教育主事・保育士（教育学部）、測量士補（理学部、農学部）、技術士補（情報学部、工学部、農学部）、樹木医補（農学部）、食品衛生監視員・食品衛生管理者（農学部）、二級建築士（農学部）、木造建築士（農学部）が取得可能となっている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

全学的な取組としては、GPA制度を導入しているほか、教養科目及び専門科目の開講年次をバランスよく配置することに努め、また、シラバスの「予習・復習について」欄に具体的な指示を与えている。各学部では、年度初めにすべての学生に学生便覧を配付し、教務委員会が学年ごとにガイダンスを実施して、単位制度の意義を説明するとともに、授業科目等の選択に係る情報の周知徹底を図っている。

また、当該大学の学年暦によれば、平成21年度より各授業科目の授業を行う期間は、補講・試験の期間を除いて15週確保されている。

1学年の修得単位数に対する上限設定（キャップ制）については、学士課程では人文学部経済学科のみが実施している。教育学部が複数教科の免許科目を同一時間割上に編成し、また、情報学部が実験・実習・演習科目以外の科目を4コマの時間内（15時55分までの時間帯）に配置して、予習・復習時間の確保に努めている。教養科目の「実用英語」の一部では、受講生が自習用の電子教材を用いて自習し、授業でその成果を確認するなど工夫している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

当該大学は、各授業科目の目的・内容に即して講義、演習等の形態を採用している。授業形態の組合せについては、開講科目数において講義の占める割合が、人文学部では約50%、教育学部では課程により異なり64~84%、理工系学部では約70%を占めており、残りは、演習、実験、実習等となっている。

学習指導法の工夫も積極的に推進されており、大学導入教育においては、「新入生セミナー」を少人数（10~15人）で編成し、全学統一メニューにより、学習に必要な基本的スキルのほか、図書館活用法、防災・健康管理・ハラスメント防止に係る知識やマナーを修得する機会を設けている。

「地域をキャンパスに！」をスローガンに、地域と連携しながら教育の場を地域に広げる取組を全学的に推進して、理論と実践の相互作用を通じて、課題発見・対応能力、対人関係能力、リーダーシップ等の涵養を目指している。

情報機器を活用した授業については、平成16年度学長裁量経費の支援を受けて大学教育センターが中心となり「キャリア形成を中核としたeラーニング・カリキュラムの開発」プロジェクトを実施して、「エネルギーと環境」等の全学教育科目向けの電子教材の開発と試験運用を行ったが、情報学部がその成果を発展させて、「メディアリテラシー」等の専門科目におけるICT活用授業方法の開発に取り組んでいる。人文学部や農学部においてもe-learning教材が活用されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の

工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全学教育科目及び各学部で開講される専門科目のすべてに対して様式を統一したシラバスが作成されている。その記載事項は、授業の目標、学習内容、授業計画、受講要件、テキスト、参考書、予習・復習について、成績評価の方法・基準、オフィスアワー、担当教員からのメッセージ等であり、1年次生には冊子で配付し、また、大学のウェブサイト上で公開し検索できるようにしている。学生による授業アンケート（「授業でシラバスの内容が反映されていた」）の回答結果は各学部においておおむね良好であり、シラバスが科目選択や学習に際して積極的に活用されていることを示している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

学生が自主的に学習する体制を充実させるために、附属図書館は平日の開館時間を9時から22時とし、また、休日（「土曜日・日曜日・祝日に関する法律」に規定する休日）においても9時から19時まで開館し、さらに、春季・夏季・冬季の学年中の休業期間（休日を除く）においても9時から17時まで開館している。また、情報基盤センターは教育用情報端末を8時30分から21時までの授業時間を除いた時間帯に開放し、学生の自主学習に配慮している。

学生の学力多様化に配慮して、習熟度別クラス編成、未履修者向け科目の開設、補習授業に組織的に取り組んでいる。特に、教養教育においては、「実用英語」及び理系基礎科目に対して習熟度別クラス編成を実施している。また、人文学部では「英語」、「情報処理」、「数学」、情報学部では「物理学」、「数学」に対して補習授業を実施している。補習授業等によって学力水準を維持するためには、教員にとっても学生にとっても多大な時間と労力を必要とするが、教員と学生が協力して補習授業等に取り組んでいる。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

人文学部法学科及び経済学科において夜間主コースが設置されている。両夜間主コースでは、平日の夜間のほかに、土曜日の午後においても授業を開講し、昼間コースの科目を30単位まで履修可能としている。また、長期履修制度を導入しており、その実績は、平成18年度4人、平成19年度4人、平成20年度3人となっている。その他、附属図書館の夜間、休日及び休業期間における開館、学生用図書室や就職情報室の設置、オフィスアワーの導入、自動車の夜間入構許可の実施等、学習環境の改善が行われている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-2⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

当該大学は、成績評価の基準及び卒業認定を学則第 30 条の 2 において「学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする」と規定し、また、成績評価基準を、単位認定等に関する規程第 4 条により、100 点満点中 90 点以上を「秀」、80 点以上 90 点未満を「優」、70 点以上 80 点未満を「良」、60 点以上 70 点未満を「可」、60 点未満を「不可」として、「秀」、「優」、「良」及び「可」を合格、「不可」を不合格と規定している。これらの規定に基づいて、大学教育センター及び各学部は全学教育科目及び専門科目の各授業科目に対するシラバス上に成績評価の方法及び基準を記載して、これらをガイダンス、学務情報システム、学生便覧等により学生に説明し、各教員はこの基準に基づいて成績評価を行っている。

卒業認定基準については、学則第 38 条により「卒業の要件は、本学に 4 年以上在学し、所定の単位を修得することとする」と規定し、これに基づいて各学部は所定の単位を定め、ガイダンス、学務情報システム、学生便覧等により学生への周知に努めており、教授会又は卒業判定会議（人文学部）が卒業認定を行っている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-1② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

個々の授業科目の成績評価は、シラバスにあらかじめ明示された方法と基準に基づいて行われている。教養教育における「新生セミナー」等のように、同一科目を複数教員が並列して担当する場合には、公平性を確保するために各科目の「授業の目標」及び「成績評価の方法・基準」が統一してシラバスに記載されており、一部の科目においては統一試験が実施されている。例えば、教育学部では、「消費生活科学研究」等同一科目を複数教員が並列して担当する 13 科目について協議による成績評価が行われており、また、2 学科 3 プログラム制をとる情報学部では、3 プログラム制推進ワーキンググループが全授業科目の「授業の目標」の策定及び「成績評価の方法・基準」の点検を統一的に行っている。

なお、学生が成績評価に関して疑義を持った場合の手続が履修案内等に記載され、また、それに対する大学側の適切な対応手順がマニュアルに記載されており、すべての教員に配付されている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院規則第 9 条第 2 項に、「教育課程の編成に当たっては、大学院は専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮しなければならない」と規定されており、これに基づき、研究科等は、以下のとおり、それぞれの教育目的に即して教育課程を体系的に編成している。

人文社会科学研究科：専門性、学際性、国際性及び地域性を兼ね備えた高度専門職業人の養成を目的と

し、その教育目的を達成するために、各専攻の特色を活かして総合的思考能力と実践的応用能力の涵養を目指した教育課程を編成している。各専攻は複数のコース又は研究指導分野に細分化した教育課程を編成して、「先住民・少数民族論」（比較地域文化専攻文化人類学研究指導分野）のように専門性の高い講義等を多数開講しているが、総論的な「社会変動と思想」等（比較地域文化専攻）の講義からなる専攻共通の「総合講義」を設けて総合的思考能力の涵養に配慮している。

教育学研究科：教育に関する高度な専門的力量及び見識を備えた学校教員並びに教育事業従事者の育成を目的とし、その教育目的を達成するために、学校教育研究専攻内に11専修を置き、各教科の教員養成に特化した教育課程を編成しているが、各専修は実践力の養成を重要視して、「子ども・教育基礎研究」、「学校教育実践研究」（発達教育学専修）等、2科目の「共通実践科目」を設けている。さらに、学校教育研究専攻全体に共通して「教職キャリア形成論」等、7科目の「共通科目」を開講して、バランスのとれた資質形成に配慮している。

情報学研究科：情報科学と情報社会学を融合させた幅広く豊かな識見と、応用・実践に優れた職業適応力とコミュニケーション能力を備えた高度情報社会の構築に貢献しうる人材の育成を目的とし、その教育目的を達成するために、情報学部3プログラム制に対応させた、計算機科学、情報システム及び情報社会デザインの3プログラムを設置している。各プログラムにおいては、「認知科学論」（計算機科学プログラム）、「地理情報科学特論」（情報システムプログラム）、「情報政策特論」（情報社会デザインプログラム）等を含む講義等からなる教育課程を編成しているほか、「文工融合」教育の理念に基づきプログラム共通の「融合科目」として「システム・ネットワーク論」、「コミュニケーション論」、「情報資源総論」、「情報社会セキュリティ論」の4科目を加えている。これら3プログラムに加えて、最先端ソフトウェア技術者の養成を目的とした「ITスペシャリスト育成プログラム」及び最先端の情報技術の修得を目指す社会人学生を対象とした「社会人再教育のための特別プログラム」を開設しており、「実践的ソフトウェア開発技術」、「社会人再教育のための情報学特別講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」等、それぞれの目的を達成するために適切な内容の教育課程を編成している。

理学研究科：基礎科学に基づいた問題解決能力を有する人材の育成を目指し、社会の多様なニーズにこたえるための洞察力、適応力、行動力を養う教育研究を行うことを目的とし、その教育目的を達成するために、5専攻は「代数学特論」（数学専攻）、「量子力学特論」（物理学専攻）、「無機化学特論」（化学専攻）、「細胞生物学特論」（生物科学専攻）、「構造地質学特論」（地球科学専攻）等、基礎的な内容の講義等からなる教育課程を編成している。また、「放射線科学教育プログラム」においては、「放射線測定・解析特論」等からなる専攻横断型の教育課程を編成している。

工学研究科：ものづくりを基盤とした体系的な専門教育を通じて人材を育成することを教育の目的とし、その教育目的を達成するために、工学部の4学科に対応する4専攻を置き、「応用メカトロニクス」（機械工学専攻）、「プラズマエレクトロニクス」（電気電子工学専攻）、「プロセス工学特論」（物質工学専攻）、「非線形モデリング論」（システム工学専攻）等、専門性のより高い内容の講義等からなる教育課程を編成している。これら4専攻に加えて、主に社会人を対象として、企業マネジメントを担う技術者や新しい事業創造に活躍できる人材の育成を目的とする事業開発マネジメント専攻を置き、「知財戦略論」、「地域産業論」等、その目的を達成するために適切な内容の教育課程を編成している。さらに、技術に関連する政策や起業についての理解を深めることを目指して、「科学技術政策特論」、「MOTベンチャー戦略論Ⅰ・Ⅱ」等の講義がすべての専攻に共通して開講されている。

なお、工学研究科物質工学専攻化学システム工学コースは、化学工学専門能力、プロセス開発・設計能力、エネルギー・経済性評価能力、化学工学コア技術、国際的技術、技術者倫理等の修得を教育目的

として、「無機化学特論」、「技術英語特論」、「技術者倫理特論」等からなる教育課程を編成しているが、これは平成19年度に国内で初めてJABEE修士課程認定を受けた教育プログラムである。

農学研究科：東海地域の豊かな環境や資源を背景に、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を目的とし、その教育目的を達成するために、農学部の3学科に対応した3専攻を置き、「持続可能型農業科学特論」（共生バイオサイエンス専攻）、「生物化学特論」（応用生物化学専攻）、「森林生態学特論」（環境森林科学専攻）等、自然環境や生物資源に関する講義等からなる教育課程を編成するとともに、農学の総合的性格を重要視して研究科共通の「大学院総合科目」を設け、「生命環境思想」、「先端機器分析科学Ⅰ・Ⅱ」、「フロンティア科学特論Ⅰ・Ⅱ」の5科目を開講している。

自然科学系教育部（博士後期課程）：深い専門知識を有する高度先端技術者及び研究者を養成することを目的とし、その教育目的を達成するために、最先端科学技術分野の5専攻を置き、地域産業の特性を活かし、かつ時代的ニーズに特化した「ナノビジョンイメージングシステム」（ナノビジョン工学専攻）等、最先端の科学技術の成果に基づく講義等からなる教育課程を編成している。特に、最新の知識修得を目的として、「光子・電子のナノサイエンスと工学応用」、「情報科学・ナノサイエンス」等16科目を、すべての専攻に共通する共通科目（短期集中型講義）として開講している。

研究科等の科目区分は、必修科目、選択科目、選択必修科目等からなるが、それぞれの単位数及びその内訳は専攻やプログラム等により異なる。また、授業科目は、専門科目、共通科目、総合講義、特別演習（研究指導）等により構成されている。修了に必要な単位数は、情報学研究科が34単位以上、自然科学系教育部が11単位以上、他の研究科が30単位以上と定めている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

当該大学は、産業界・経済界からの要請にこたえて、平成18年度、主に社会人を対象として技術経営（MOT：Management of Technology）に関する教育を行うことを目的とする工学研究科事業開発マネジメント専攻を設置して、技術経営に関連の深い内容の講義等からなる教育課程を編成し、新しい事業創造や企業マネジメントを担う技術者等の人材養成を行っている。創設以降の入学者数は、平成19年度18人、平成20年度14人、平成21年度15人となっている。

科学技術の発展動向や産業界からの要請にこたえて、平成18年度、理工学研究科と電子科学研究科を改組して、創造科学技術大学院を創設し、自然科学系教育部（博士後期課程）及び創造科学技術研究部を設置している。教育領域を、第3期科学技術基本計画が定める重点推進4分野及び静岡・浜松地域の産業特性に定位し、ナノビジョン工学専攻、光・ナノ物質機能専攻、情報科学専攻、環境・エネルギーシステム専攻及びバイオサイエンス専攻の5専攻に特化することによって、深い専門知識を有する高度先端技術者及び研究者の養成にふさわしい博士課程教育の特色化と高度化を図っている。入学者数は、平成19年度51人、平成20年度54人、平成21年度53人となっている。

研究科等においては、以下に例示するように、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮して、新しい教育課程の開発に取り組んでいる。

人文社会科学研究科：平成18年度、臨床人間科学専攻に「共生社会学コース」を設置して、専門社会調査士の養成に取り組んでいる。また、当該研究科の取組「対人援助職の倫理的・法的対応力の育成」が文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム（大学院GP）」（平成21年度）に採択されている。

教育学研究科：文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」において、平成19年度に採択された「スクールリーダー養成プログラムの開発」（平成19～20年度）に基づいて、学校教育研究専攻の全専修を対象に「授業改善力育成コース」を設置し、児童・生徒の学力を向上させることができる実践力を身に付けた教員の養成に取り組んでいる。このプログラムの終了後、教育学研究科に教育実践高度化専攻（教職大学院）を設置し、この新専攻と当該プログラムを担ってきた「高度教育実践専修」所属の2年次生による大学院レベルでの教員養成モデルを構築している。

情報学研究科：文部科学省「先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム」において、平成18年度に採択された「OJL（On The Job Learning）による最先端技術適応能力を持つIT人材育成拠点の形成」（平成18～21年度）に基づいて、名古屋大学、愛知県立大学、南山大学及び地元企業との共同事業におけるリモート拠点として、組込ソフトウェア開発分野における先導的技術者の育成及び育成モデルの形成事業を展開している。当該研究科の受入学生数は、平成20年度5人、平成21年度6人となっている。このプログラム終了後も大学院におけるプログラムの一つとして継続する。

情報学研究科及び自然科学系教育部情報科学専攻：文部科学省「大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）」において、平成20年度に採択された「マニフェストに基づく実践的IT人材の育成」（平成20～22年度）に基づいて、5つの実践的能力（キャリアデザイン力、国際適応力、研究力、基礎学力、組織運営力）を有する実践的IT人材の育成事業を展開している。プログラム終了後も当該事業の基本コンセプト「マニフェストに基づく実践的な教育方式」を継続するとともに、現時点で成果を上げている「アドバイザー会議の制度」、「ITソリューション室の活動」、「国内外インターンシップ事業」を継続することとしている。

理学研究科：平成18年度、数学専攻を除く4専攻に「放射科学教育プログラム」を開設し、「放射線測定・解析特論」等からなる専攻横断型の教育課程を編成して、放射線の専門知識・技術を付加価値として有する人材の養成を行っている。このプログラムの修了者は平成19年度5人、平成20年度7人となっている。

創造科学技術大学院：文部科学省21世紀COEプログラムにおいて、平成16年度に採択された「ナノビジョンサイエンスの拠点創成」事業（平成16～20年度）により、ナノビジョンに係る科学と産業を開拓する研究者・技術者の養成を、プレCOE特別コース、COE特別コース、外国人留学生特別コース、COE特別研究員からなる一貫した教育支援体制の下、インターアカデミア若手ワークショップによる研究交流、インターアカデミア協定校招聘教員による特別講義等を通して推進している。修了生は、NTT物性基礎研究所、(株)東芝、当該大学助教、大阪大学ポストドクター、ワルシャワ工科大学大学院等に就職又は進学しており、国際的に活躍する資質の高い人材が多数輩出されている。プログラム終了後も自然科学系教育部ナノビジョン工学専攻はこの分野における世界最高水準の研究教育拠点の構築を目指して活動を続けている。

当該大学は、大学院学生の多様なニーズにこたえるべく様々な新しい制度を導入している。主な取組とそれぞれの平成20年度実績は以下のとおりである。

入学前に修得した単位を認定する制度を設けており、その状況は人文社会科学研究科2人（18単位）、工学研究科1人（10単位）及び自然科学系教育部1人（2単位）となっている。単位互換協定による履修については、人文社会科学研究科1人（2単位）、理学研究科11人（8単位）及び農学研究科6人（6単位）となっている。他の研究機関等における研究指導の受講者については、工学研究科7人、農学研究科1人及び自然科学系教育部1人となっている。インターンシップの実施部局及び実績は、情報学研究科4人、工学研究科32人及び農学研究科7人となっている。第14条特例措置による社会人受入の実施部局及

び実績は、人文社会科学研究科 14 人、教育学研究科 12 人、情報学研究科 4 人及び工学研究科 14 人となっている。長期履修制度はすべての研究科等で実施しており、人文社会科学研究科 6 人、教育学研究科 3 人、工学研究科 1 人及び自然科学系教育部 1 人となっている。

取得可能資格については、教育学研究科において、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教諭専修免許状の取得が可能である。高等学校教諭専修免許状については、他のすべての研究科において取得可能であり、中学校教諭専修免許状については人文社会科学研究科及び理学研究科において取得可能である。他の資格については、学芸員（情報学研究科）、臨床心理士（人文社会科学研究科）、専門社会調査士（人文社会科学研究科、情報学研究科）、技術士補（工学研究科）が可能となっている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院課程においても平成 21 年度より GPA 制度を導入して、成績評価の均質性の確保に努めている。研究科等では、学生便覧を作成・配付するとともに、教務委員会が 4 月にガイダンスを実施して、修学上必要となる教務に係る情報について説明している。また、シラバスの「予習・復習について」の欄には、具体的な指示を与えている。さらに、授業の多くは少人数の演習形式により実施されており、担当教員は授業時間ごとに課題を設定し、テキストや参考文献の読了を前提に授業を進行している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

研究科等は、講義、演習、実験、実習等の授業形態を目的に合わせて配置しており、その組合せと割合はそれぞれの教育目標に合致した特色を持っている。また、ほとんどの講義は少人数・対話型で目的に応じて、フィールド型授業、ジョイント・セミナー、特別実験等、様々な形態の授業が実施されている。さらに、以下に例示するように、養成する人材像に即して学習指導法を工夫している。

文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」において、平成 19 年度に「スクールリーダー養成プログラムの開発」が採択され、教育学研究科が「授業改善力育成コース」を設置し、実践力あるスクールリーダーとなる教員の養成に取り組んでおり、平成 21 年度に当該研究科に教育実践高度化専攻（教職大学院）が設置されたのは、この取組の成果である。

文部科学省「先導的 IT スペシャリスト育成推進プログラム」において、平成 18 年度に「OJL (On The Job Learning) による最先端技術適応能力を持つ IT 人材育成拠点の形成」が採択され、情報学研究科が、組込ソフトウェア開発分野における先導的技術者の養成に取り組んでいる。

文部科学省大学院 GP において、平成 20 年度に「マニフェストに基づく実践的 IT 人材の育成」が採択され、情報学研究科が自然科学系教育部情報科学専攻と協力して、海外インターンシップ等を取り入れた教育を実施して、実践的能力を有する IT 人材の養成にも取り組んでいる。

文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム（戦略的国際連携支援）」において、平成 18 年度に「中東欧大学との連携による国際的大学院教育～中東欧 5 協定大学間国際会議” Inter-Academia” の実績を基にして～」が採択され、創造科学技術大学院が博士課程教育研究の国際化・高度化を目指して、コメニウス大学（スロバキア）等の中東欧 5 大学との間でダブルディグリー特別プログラムを実施して国際水準の若手研究者及び技術者の養成に取り組んでいる。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

研究科等は、学士課程と同様の全学統一書式に従って各授業科目に関する必要事項をシラバスに記載し、ウェブサイト上で公表している。学生による授業アンケートの回答結果は、受講生がシラバスを科目選択や学習に積極的に活用していることを示している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

大学院規則第9条第2項において、「大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする」と規定されており、また、研究指導体制については研究科等規則により定められており、各学生の指導教員は、研究指導を担当する資格を有する教員の中から所定の手続きを経て決められている。

学生が、研究のテーマ設定からその枠組み、方法、結果のまとめや考察、学位論文作成に至るまで、指導教員を中心とする指導や助言を受けながら、計画的に学位論文又は課題の完成に至ることができる仕組みとなっている。その過程においては、構想発表会や中間発表会等により外部者の助言や指摘を受ける機会が設けられている。例えば、情報学研究科は、指導教員が研究指導計画書及び報告書を作成し、特別なウェブサイト（Docu Share）に掲載することにより全教員が研究指導に係る情報を共有している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

複眼的思考力を涵養する観点から研究指導を行うために、人文社会科学研究科、教育学研究科及び自然科学系教育部は副指導教員を置くことを決めており、また、情報学研究科、理学研究科、工学研究科及び農学研究科は副指導教員を置くことができるとしている。特に、自然科学系教育部は副指導教員を2人とし、そのうちの1人は学生が所属する専攻以外の専攻を担当する教員とすることとしている。

例えば、情報学研究科では、指導教員が学生に研究テーマを与え、研究テーマにふさわしい履修計画の策定から学位論文の完成まで、きめ細かな個別指導が行われている。指導教員が「情報学研究Ⅰ・Ⅱ」（各

4単位)において研究テーマに特化した指導を行い、また、他の教員が担当する「情報学演習Ⅰ・Ⅱ」(各4単位)において、研究テーマに関連した幅広い知識や技術の習得を目指している。さらに、指導教員がなるべく早い時期に指導可能な研究テーマを学生に示すように努めること等の「研究指導の改善に関する基本ガイドライン」を策定して、研究指導方針とともに学生便覧等に記載して教員・学生の全員に配付している。

他の研究科等においても、単位数はそれぞれ異なるが、特別演習(人文社会科学研究科)、課題研究(教育学研究科)、特別研究(理学研究科、農学研究科、自然科学系教育部)、研究(工学研究科)により、指導教員が研究指導を行い、かつ、講義・実習・演習等を課すことによってこれを補完している。

情報学研究科、理学研究科、工学研究科、農学研究科及び自然科学系教育部は、国内外の学会への参加・発表を推奨ないし義務付けている。自然科学系教育部は教育フォーラムやセミナーを定期的に開催し、また、工学研究科は、他研究機関との連携による研究指導の道を拓いているが、これらの取組は、学生の研究意欲の向上につながるとともに、研究テーマや研究内容について外部者等の助言や指摘を受ける機会となっている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

大学院課程の成績評価及び修了認定に係る基本原則は大学院規則によって定められている。成績評価基準は、単位認定等に関する規程によって定められており、学生に対しては個別科目ごとの「成績評価の方法・基準」をシラバスに記載して、ガイダンス、学務情報システム、学生便覧等により周知に努めている。各教員は、この基準に基づいて、学生の授業科目の理解度や課題の達成度等、授業科目の教育目的に応じて口述又は筆記試験、又は研究報告書等により多面的に評価し、「秀、優、良、可、不可」の評語で表記し、「可」以上を合格としている。

課程修了の認定基準は大学院規則によって規定されている。修士課程修了の認定は、当該課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者について行われる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者について、1年以上在学すれば足りるとしている。また、博士課程修了の認定は、当該課程に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者について行われる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者について、1年以上在学すれば足りるとしている。

学位論文の審査終了後は、学位規程により、学位論文を中心として関連する科目について口述又は筆答により最終試験が行われ、その結果の報告を受けて研究科委員会等が学位を授与すべきか否かを審議し、議決している。

研究科等は修了認定の規程についてもガイダンス等により周知に努めるとともに、これらの基準に基づいて修了認定を適切に行っている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

大学院課程における学位論文の審査に関しては、学位規程に則って実施体制等が整備されている。

修士論文については、その内容を複数の教員で審査し、最終試験や発表会での質疑応答により評価を行っている。特別研究（研究指導）の単位を含めた修得単位数を基に、各専攻で修了認定審査を行い、その結果に基づき、研究科委員会で修了判定を行い、学位授与が決定されている。

博士論文については、複数の教員で構成される審査委員会が提出された博士論文を審査するとともに博士論文に関する専門科目について口述又は筆答により最終試験を行っている。その学位審査結果は自然科学系教育部教授会で審議され、学位授与が決定されている。自然科学系教育部は、学術雑誌論文や国際会議録論文が一定数以上あることを学位論文提出の条件とし、また、早期修了のケースの前提となる「優れた業績」について具体的な基準を設定すること等を、「学位論文提出等に関するガイドライン」としてまとめ、ガイダンス等で教員及び学生に説明している。

学位授与については、研究科長及び教育部長の報告に基づき、学長が授与している。博士の学位を授与された者には、博士論文の印刷公表を義務付けて、社会への学問的貢献及び説明責任を果たしている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価は、シラバスや学生便覧であらかじめ明示した方法で適切に行われている。学生の成績評価に対する異議申立てがあった場合には、授業担当教員のほか、学務係、指導教員、教務委員会、学生相談室等が窓口となり、担当教員が学務係あるいは教務係に「成績報告書（訂正用）」を提出する仕組みが構築されている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

平成17年4月に法務研究科法務専攻が法科大学院として、また、平成21年4月に教育学研究科教育実践高度化専攻が教職大学院として設置された。

法務専攻は、深い学識及び卓越した能力を有し、地域社会に貢献する法曹の養成を目的とし、また、教育実践高度化専攻は、総合的な実践的指導力のある新人学校教員及び中核の中堅学校教員の養成を目的としている。

このような教育目的に基づいて、両専攻はそれぞれ法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）の学位を授与することとし、教育目的を達成するために、法務専攻は、4つの基本的な授業科目群として、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を置き、また、教育実践高度化専攻は、4つの主領域として、学校組織開発、教育方法開発、生徒指導支援及び特別支援教育を置いて、それぞれの教育目的に照らして教育課程を編成している。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

法務専攻は、静岡県のような地域社会が求める「地域に貢献できる法曹実務家」の養成を目的とし、法学部及びそれ以外の学部卒業生及び豊富な経験を有する社会人を対象として2年課程及び3年課程を設けて、地域からの期待が大きい「知的財産」、「中華人民共和国」、「在住外国人」に係る法務の専門的能力の育成を企業や地方自治体等との連携により推進する教育課程を編成している。

教育実践高度化専攻は、マネジメント能力、学習指導力及び生徒指導力を身に付け、今日の学校現場が抱える諸問題を解決できる「高度な実践的指導力を持つスクールリーダー及び新人教員」の養成を目的とし、現職教員の大学院学生及び学部卒の大学院学生を対象として、理論と実践の往還教育に基づいた教育課程を編成している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-8-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

法務専攻及び教育実践高度化専攻は、各授業科目の開講年次を体系的に配置し、また、シラバスを通じて学生に予習・復習を指示し、さらに、徹底した少人数クラス編成の下で教員と学生との間の双方向性を重要視した教育を行うことにより、単位の実質化を目指している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

法務専攻は、「法曹実務家」に求められる諸能力の育成を目的とし、教育課程・内容については、1、2年次に配置される法律基本科目群により法的知識を修得させるとともに、論理的思考力、事例解析力、法解釈・適用力等を養成し、2年次に配置される総合演習により理論と実務、及び実体法と手続法を架橋する能力を身に付け、1～3年次に配置される実務基礎科目群により実務能力や資質を習得させ、さらに2、3年次に配置される先端・展開科目群及び基礎法学・隣接科目群により専門的・実践的能力を養成している。

また、平成17年度に「地域の国際化に対応する教育プログラム開発」（共同プロジェクト）が文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択され、地域経済の構造的特質により異なる具体的問題に対応し得る法的見識と国際的視野を涵養する法曹教育の在り方を検討し、教材の研究及び開発を行っている。

教育実践高度化専攻は、スクールリーダーとして求められる「高度な実践的指導力」の育成を目的として、教育課程・内容については、「理論と実践の往還」をキーコンセプトに、理論科目と実習科目を入れ子の形に配置して、「先行知識獲得・視点提示」（共通・選択科目）→「連携協力校での観察・体験とその振り返り」（実習科目）→「個別課題の整理・理論的解説」（共通・選択科目）のサイクルの中で、教育現場の諸問題に理論的視点に立って改善策を提示できる資質と能力を養成している。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

授業形態の組合せについては、それぞれの教育方針を反映して、法務専攻は講義に重点を置き、各授業科目には、事例研究、現地調査、双方向的討論・質疑応答の機会を提供しているのと対照的に、教育実践高度化専攻は講義を置かず、演習及び実習を主としている。また、専門職大学院の本来の趣旨を踏まえて、法務専攻は、弁護士教員や協力弁護士の指導により、法実務の基本技能の習得や実際の事件を通じた法理論・制度の理解、リーガルマインドの養成等に工夫を凝らしており、また、教育実践高度化専攻は、研究者教員と実務家教員との共同授業方式による理論と実務の往還教育に力点を置いている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

法務専攻及び教育実践高度化専攻は、全学統一書式に従って各授業科目に関する必要事項をシラバスに記載しているが、法務専攻はさらに「授業の方法」についても記載し、冊子を作成して学生に配付しており、シラバスは学生と教員の双方に有効に活用されている。また、教育実践高度化専攻は「実習との連携」、「教員間の連携」についても項目化してウェブサイトに掲載している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-10-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価及び修了認定に係る基本原則は大学院規則によって規定されている。成績評価基準は、単位認定等に関する規程によって規定されており、法務専攻及び教育実践高度化専攻は、個別科目ごとの「成績評価の方法・基準」をシラバスに記載して、ガイダンス、学務情報システム、学生便覧等により周知に努めている。各教員は、この基準により、学生の授業科目の理解度や課題の達成度等を多面的に評価し、その結果を「秀、優、良、可、不可」の評語で表記し、「可」以上を合格としている。

修了認定については、法務専攻及び教育実践高度化専攻が大学院規則及び学位規程に基づいて次のように定めている。法務専攻は、法務研究科規則第8条において、課程修了の認定を、法務研究科に3年以上（3年課程のみ）在学し、別表に定める必修科目72単位（2年課程では44～48単位）以上、選択必修科目2単位以上、選択科目28単位以上の合計102単位以上を修得した者について行うが、3年次のGPAが

1.2 未満の場合は課程修了を認定しないと定めている。また、教育実践高度化専攻は、教育学研究科規則第6条第2項において、教育実践高度化専攻における課程の修了の認定を、現職教員の大学院学生にあっては、研究科に2年以上在学し、48単位以上を修得し、最終試験に合格した者について行い、学部卒大学院学生にあっては、研究科に2年以上在学し、48単位以上を修得し、最終試験に合格したこと及び教育職員普通免許状(専修)の取得に必要な所定の単位数を修得した者について行うと定めている。法務専攻は、修了認定の規程についてもガイダンス等により周知に努めるとともに、これらの基準に基づいて修了認定を適切に行っている。また、教育実践高度化専攻は平成21年度末に最初の修了判定が行われる予定である。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

シラバスに「成績評価の方法・基準」を記載し、それに基づいて授業担当者が成績評価を行っている。特に、教育実践高度化専攻では、授業担当者が複数の場合には担当者の合議により、また、連携協力校教員がいる場合にはその意見を参考にして成績評価を行っている。法務専攻及び教育実践高度化専攻とも、学生の成績評価に対する異議申立てについては、授業担当教員のほか、学務係、指導教員、教務委員会、学生相談室等が窓口となっており、担当教員が学務係あるいは教務係に「成績報告書(訂正用)」を提出する仕組みが構築されている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- JABEEプログラムの認定に積極的に取り組み、3学部及び1研究科にわたり5教育プログラムが認定されている。
- 各授業科目の授業を行う期間が、試験等の期間を除いて15週確保されている。
- 文部科学省特色GPにおいて、平成16年度に「多角的評価で磨く理工融合型情報学教育」が採択され、現代情報化社会を支える人材を育成するための教育方法の開発に取り組み、その成果は現在の情報学部の2学科3プログラム制の基礎となっている。
- 文部科学省現代GPにおいて、平成18年度に「ものづくり教育はままつ10年構想～小中高理科教育から技術者養成までのサーモンプロジェクト～」の1件、平成19年度に「静岡市中山間地域における農業活性化～「一社一村しずおか運動」に連結する農業環境教育プロジェクト～」及び「技術者の実践的対応力育成カリキュラムの開発」の2件が採択され、学士課程の教育に効果を上げている。
- 文部科学省「教員養成改革モデル事業」において、平成19年度に「Web上での実践参画体験記録の共有化等を通じた適応的实践力向上の取り組み」が採択され、1年次から多様な学校現場体験記録を共有するとともに、学生、教員及び公立学校教員による相互省察を通じて、学生の現場対応実践力のより一層の向上を図っている。
- 文部科学省・経済産業省「原子力人材育成プログラム」において、平成20年度に「学生課題創成型放射線管理実習プログラム」が採択され、「放射線管理実習」の授業において、学生が原子力施設を訪問して実習課題を提案した上で、提案学生がTAの支援を得ながら授業の1コマを担当する取組を行っている。

- 文部科学省・経済産業省「原子力人材育成プログラム」において、平成 21 年度に「原子力発電所と連携した放射線管理実習プログラム」が採択されている。
- 文部科学省「先導的 I T スペシャリスト育成推進プログラム」において、平成 18 年度に「O J L による最先端技術適応能力を持つ I T 人材育成拠点の形成」(共同プロジェクト)が採択され、他大学や地元企業と連携して、組込ソフトウェア開発分野における先導的技術者の育成及び育成モデルの形成事業に取り組んでいる。
- 文部科学省「大学教育の国際化推進プログラム(戦略的国際連携支援)」において、平成 18 年度に「中東欧大学との連携による国際的大学院教育～中東欧 5 協定大学間国際会議” Inter-Academia” の実績を基にして～」が採択され、博士課程教育研究の国際化、高度化による国際水準の若手研究者・技術者の養成に取り組んでいる。
- 文部科学省大学院 G P において、平成 20 年度に「マニフェストに基づく実践的 I T 人材の育成」が採択され、5 つの実践的能力(キャリアデザイン力、国際適応力、研究力、基礎学力、組織運営力)を有する実践的 I T 人材の育成事業に取り組んでいる。
- 文部科学省大学院 G P において、平成 21 年度に「対人援助職の倫理的・法的対応力の育成」が採択されている。
- 文部科学省 21 世紀 COE プログラムにおいて、平成 16 年度に「ナノビジョンサイエンスの拠点創成」が採択され、これまで国際的に活躍する資質の高い人材を多数輩出してきている。このプログラムは平成 20 年度をもって終了したが、その後も自然科学系教育部ナノビジョン工学専攻はこの分野における世界最高水準の研究教育拠点の構築を目指して活動を続けている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該大学は、4年ごとに標準修業年限内での卒業生・修了者に対して追跡調査を行い、その結果に基づいて教育改善に取り組む方針を定めて、平成19年度に最初の調査を実施している。調査の対象は、学部を卒業して3年及び5年経過した者全員、研究科等を修了して3年及び5年経過した者全員及び過去5年間に3人以上が就職している県内・県外企業等である。また、具体的な調査項目は、専門分野に関する知識・技術、自然科学基礎分野に関する知識・技術、幅広い教養、外国語能力、課題発見・解決能力、プレゼンテーション能力、情報活用能力、コミュニケーション能力、国際感覚、リーダーシップの習得度の10項目とし、大学院課程ではさらに、国際的水準の深い専門的知識と研究開発能力及び高度の専門的職業に必要な高い能力の習得度を追加して、12項目とした。副学長を議長とする評価会議が調査結果をとりまとめて学部・研究科等にフィードバックし、学部・研究科等は調査結果を参考として教育改善に取り組んでいる。この調査において、外国語能力、国際感覚、リーダーシップ、国際的水準の深い専門的知識と研究開発能力等の習得度に対する評価が比較的低く、これらに関する教育改善の課題が浮き彫りにされた。

全学的な調査に加えて、平成18年度、情報学部がIT企業と共同してIT知識及びスキルの習得度調査を実施し、教育成果の検証及びその結果に基づく教育改善に取り組んでいる。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成20年度における学部・研究科等の学年別平均修得単位数を見ると、学生の多くは最終年次までに約90%の単位を修得している。そのような状況を反映して、卒業・修了率は総じて高くなっている。標準修業年限内の卒業率は、人文学部84.8%、教育学部92.0%、情報学部89.8%、理学部89.5%、工学部81.7%、農学部93.9%となっており、大学院課程の標準修業年限内の修了率は、人文社会科学研究科68.7%、教育学研究科94.0%、情報学研究科93.1%、理学研究科96.6%、工学研究科98.5%、農学研究科100.0%、自然科学系教育部100.0%、法務研究科89.7%となっている。

教育学部においては、平成20年度に教育職員免許を延べ905人が、社会教育主事資格を17人が、学芸員資格を24人が、学校図書館司書教諭資格を5人が（重複を含めて）取得している。教育学部以外の学部の教員免許取得状況は、人文学部50人、情報学部5人、理学部79人、工学部1人、農学部21人となっている。また、学芸員資格の取得者数は、人文学部21人、情報学部7人、社会調査士資格の取得者数につい

ては、人文学部 11 人となっている。さらに、技術士補の資格取得者数は、情報学部 64 人、工学部 224 人、農学部 41 人となっている。

各学部の大学院進学率は、理学部・工学部・農学部で約 50%、文工融合学部である情報学部で約 30%、人文学部・教育学部で約 10%となっている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成 18 年度に実施された学生生活調査において、アンケート項目「教育に対する総合的な満足度」について見てみると、「満足している」、「まあ満足している」を合わせて、学部では工学部の 39.5%から情報学部の 57.0%まで分布し、研究科等では法務研究科の 27.8%から教育学研究科の 71.8%まで分布しており、おおむね半数の学生が満足していることが認められる。

平成 19 年度に実施された卒業生等による評価において、外国語能力、国際感覚及びリーダーシップの 3 項目に対して低い評価結果が得られており、当該大学はこれらの点に係る教育改善の必要性を認めて、改善に向けた取組を進めている。例えば、「外国語能力」については実用英語教育への転換、ICT を活用した学習環境の整備、学内での TOEIC 検定試験の実施、また、「リーダーシップ」については、「地域をキャンパスに！」をスローガンに、共通・専門教育における多数のフィールドワーク科目の開設、地域の小中学校教育の支援のための学生派遣等、教室外での実体験型教育（人文学部「フィールドワーク基礎演習」、教育学部「教職体験入門」、情報学部「フィールドリサーチ」、理学部「生物環境科学野外実習Ⅰ・Ⅱ」、工学部「ものづくり・理科教育支援」、農学部「フィールド科学演習」等）を行うことにより、社会や自然、地域の人々との関わりの中で、教室では得られにくい柔軟な課題対応能力、対人関係能力等のほか、リーダーシップを育成する機会を設けている。さらに、「国際感覚」については情報学研究科・自然科学系教育部では、文部科学省大学院 GP「マニフェストに基づく実践的 IT 人材の育成」（平成 20～22 年度）の中で、国際適応力、国際的水準の深い専門的知識・開発能力等の醸成のため、国外インターンシップ事業を実施、創造科学技術大学院では、ネイティブスピーカーの講師による講義科目の開設、国際客員教授グループによる招聘講義や国際インターネット講義からなる「ナノビジョン特別講義第一」の開設、協定大学を中心とするインターアカデミア及びそれらの若手セッション、国際会議参加旅費の支援、ダブルディグリー特別プログラム（ワルシャワ工科大学（ポーランド）、アレクサンドル・アイオアン・クザ大学（ルーマニア）、ゴメル大学（ベラルーシ））による学生の受入（4 人）等により、教育の国際化を図っている。

平成 20 年度後期に実施された学生による授業アンケートにおいて、教育の成果に関する 2 項目「授業を受けて知識・技術が身についた」、「総合的に判断して、この授業で満足が得られた」に対して、それぞれ 7.3 及び 7.1（9 点満点）が得られ、各授業に対して学生が約 80%の達成感を抱いていることが示されている。

平成 20 年度に卒業・修了予定者を対象に実施された教育目的の習得度に関するアンケート調査の結果によれば、学士課程及び大学院課程のどちらにおいても、総じて教育の効果は上がっていると認められるが、外国語能力、国際感覚及びリーダーシップの 3 項目については、依然として学生が十分に習得できなかったと考えている結果が得られており、教育プログラムの更なる改良・発展が期待される。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

就職決定率は、過去3年間において、学士課程、大学院課程ともに90～98%に達し、一部学部・研究科は100%を達成している。産業別では、教育学部が教育・学習支援業に、情報学部が情報通信業に、工学部が製造業に多くの卒業・修了生を送り出しており、これらの結果は、学部・研究科がそれぞれの教育目的に沿って人材を育成し社会の発展に寄与していることを示している。また、地域別では、学部卒業生の60%強及び大学院修了生の約50%が静岡県等中部地方に就職しており、これらの結果は、当該大学が地域の求める人材の育成に寄与していることを示している。

大学院修士課程への進学率は、理学部、工学部、農学部で50%前後、文工融合学部である情報学部で30%強、人文学部、教育学部で10%前後である。大学院博士課程への進学率は、理学研究科、農学研究科が5～10%前後であるほかは、1～2%にとどまっている。修士課程・博士課程とも、進学先は当該大学研究科等がほとんどを占めている。これらの結果は、当該大学が現代の最先端分野で活躍する技術者や研究者の養成にも寄与していることを示している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成19年度、教育目的の習得度について実施した卒業・修了生及び就職先を対象としたアンケート調査及び聞き取り調査において、以下のような結果が得られている。

(1) アンケート調査結果

・ 習得度について

学士課程教育に対する就職先の評価はコミュニケーション能力が最も高く、専門分野に関する知識・技術、情報活用能力、課題発見・解決能力が続いている。一方、卒業生の評価は専門分野に関する知識・技術がもっとも高い。就職先、卒業生ともに外国語能力、国際感覚、リーダーシップについては十分に習得していないと感じている。コミュニケーション能力、課題発見・解決能力及び情報活用能力については、卒業生よりも就職先の評価の方が高くなっている。

大学院課程教育に対する就職先の評価は専門分野に関する知識・技術、コミュニケーション能力が高くなっているが、修了生の評価は、専門分野に関する知識・技術が最も高く、情報活用能力、プレゼンテーション能力が続いている。高度の専門的職業に必要な能力については、調査項目の中で相対的に低い評価となったが、技術系の研究科については就職先から比較的高い評価が得られている。「十分習得」、「ある程度習得」を合わせた数字は、情報学研究科74.2%、理工学研究科博士前期課程（現在の理学研究科及び工学研究科）65.6%、農学研究科44%である。就職先、修了生ともに外国語能力、国際感覚、国際的水準の深い専門知識と高い研究開発能力、リーダーシップについては十分に習得していないと感じている。コミュニケーション能力、課題発見・解決能力は修了生よりも就職先の評価の方が高くなっている。

・ 役立度について

教育の役立度について、卒業生の77.6%、修了生の79.2%が「役に立っていると感じることもある」と回答している。教育学部・情報学部の卒業生及び教育学研究科・情報学研究科の修了生が高い評価を与えている。各種能力については、コミュニケーション能力、専門分野に関する知識・技術で評価が高く、外国語能力、国際感覚で低い結果が得られている。

(2) 聞き取り調査結果

就職先を対象とした聴き取り調査においては、すべての学部・研究科等に対して、「静岡大学出身者は基礎的能力が備わっており協調性も高い。まわりを巻き込み、やる気を引き出し、引っ張っていくリーダーシップをもっているので満足している」等の高い評価が得られている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 外国語能力、国際感覚、リーダーシップ及び国際的水準の深い専門的知識と研究開発能力に係る教育プログラムについては成果を上げつつあるが、更なる改良・発展が期待される。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

各学部では、学生便覧を配付し、教務委員会が年度初めに学年ごとのガイダンスを実施することにより、授業科目等の選択に係る情報の周知徹底を図るとともに、各学期初めにはブースを設置して履修相談に対応している。また、研究科等においても、学生便覧を配付し、教務委員会が年度初めに1年次生を対象にガイダンスを実施している。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

当該大学においては、全学生に対して指導教員を指定する制度を設け、学習面、生活面における学生のニーズを把握し、対応する体制を学部、研究科ごとに確立している。また、大学教育センターでは、「授業メール相談」を開設しており、各授業に関する相談に応じている。当該授業に改善が必要と判断された場合には、同センター長が学部の教務委員長や学科長と連携をとって授業改善に努めている。さらに、なんでも相談室や学生相談室が指導教員等と連携して支援を行う体制を整えている。

学生生活調査の結果によれば、教員や相談員、オフィスアワー制度に対する評価はあまり高くはないものの、一方では改善を求める要望も多くはない。

なお、授業メール相談の件数は平成18年度17件、平成19年度4件、平成20年度3件となっている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

外国人留学生に対しては、国際交流センター学生交流部門が中心となり、学部等の留学生委員会と連携して学習支援を行う体制がとられている。国際交流センターの教員10人が、約280人の外国人留学生に対して、オフィスアワーを設けて修学上・生活上の指導・助言を行っている。また、留学生カウンセラーが静岡・浜松両キャンパスに各1人配置されている。さらに、指導教員やチューターが日常的に指導・助言

に当たっている。

障害のある学生が在籍する学部・研究科は、学生の障害の程度、本人の希望等に応じて、講義の際の座席を最前列にする、教員は学生に直接対面して話をする、友人からのノートの借用（理学部：両耳高度感音性難聴）、障害の程度によりテスト時間を延長（工学部・工学研究科：聴覚障害、肢体不自由）、実験の危険防止のためのTAの配置（農学部：高機能広汎性発育障害）等の対応を行っている。（平成21年度）

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

附属図書館は、閲覧スペース、視聴覚スペース及び情報端末スペースを設け、また、情報検索用端末や情報コンセント及びパソコン40台を設置（本館）して、学生が自習のために利用できるようにしている。また、開館時間の延長、休日開館の実施及び夏季休業等の休業期間中の開館を実施して便宜に供している。

情報基盤センターは、静岡地区に259台及び浜松地区に222台の情報端末及びネットワーク環境を整備して、情報関連の授業に活用するとともに、8時30分から21時までの授業等が行われていない時間帯には、学生が自主学習に利用することができるように配慮している。また、学部・研究科等においても、自習室、リフレッシュスペース、図書室等が設置され、自主的な学習・研究を促す環境の整備が進められている。

学生生活調査によれば、パソコン等のICT環境の充実には一定の評価が与えられているが、自習スペースやラウンジの整備、図書館の充実に対しては一層の拡充が求められている。この調査結果を受け、自習室、図書室等の新設や増設、及び図書館のリニューアル工事（平成22年3月完成予定）が進められているものの、一部の学部・研究科等の自習スペースやラウンジ等については十分とはいえず、さらに整備が進められることが望まれる。

これらのことから、一部に課題が残るものの、自主的学習環境が整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該大学は、各サークルに学長裁量経費を配分するとともに、静岡・浜松両キャンパスのサークルがキャンパスを移動して合同練習等を行う際の便宜を図るために、東西交流バスを土曜日・日曜日に運行しており、利用者も多い。

また、課外活動を支援するために、共用施設を整備するとともに、教室や運動場施設を届出制により利用に供しており、かつ学生の要望に応じて柔軟に対応している。

毎年度、学長が課外活動で顕著な成績を上げた団体・個人を表彰している。平成20年度には、日本新聞協会新聞広告賞広告主部門優秀賞を受賞した人文学部チーム情報意匠論を含む4件が表彰されている。

なお、平成19年度に当該大学の支援を受けて実施された体育会武道系運動部8団体による取組「静大生による防犯キャンペーン」は防犯効果を高めるものとして学生及び周辺地域住民に評価されており、冬季の防犯パトロールは以降も継続して実施されている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生相談体制、指導教員制度、保健管理センター、就職支援制度等が整備されている。学生からの意見や質問を受け付けるために、静岡・浜松両キャンパスにオピニオンボックス（各1か所）を設置している。また、指導教員（クラス担任）、なんでも相談室、学生相談室及び保健管理センターが学生からの各種の相談に応じ、連携して学生を支援している。

ハラスメントに関する相談については、ハラスメント防止対策委員会が中心となり相談員や相談箱を配置して、学生からの相談に対応している。また、健康相談については保健管理センターが対応している。

就職支援については、学務部就職支援チーム（静岡キャンパス）及び各学部就職委員会が日常的に学生からの相談に対応するとともに、就職なんでも相談窓口キャリア・アドバイザー（静岡・浜松キャンパスに各2人）を配置して、面接指導や相談に対応している。また、就職支援チームは就職ガイダンスや企業合同説明会を開催している。

学生生活調査の結果によれば、相談窓口や就職・進学指導体制、教職員の対応、オピニオンボックス等に対して一部改善の要求がある。

これらのことから、一部改善の余地は残されているものの、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

外国人留学生のために、指導教員、留学生カウンセラー（静岡・浜松両キャンパスに各1人）及びチューターが配置されており、また、国際交流センターの教員がオフィスアワーを設けて留学生の修学上・生活上の指導・助言を行っているほか、留学生カウンセラー、指導教員、留学生受入担当職員及びチューターが、生活に係る悩み等の相談、指導、助言に当たっている。これに毎年100人前後の学生ボランティアが協力している。

住居支援については、国際交流会館には、静岡キャンパスに単身用30室、夫婦用2室及び家族用2室、また浜松キャンパスに単身用35室、夫婦用11室及び家族用6室が設置されている。国際交流会館のほかにも、学生寮の開放、民間アパート利用に際しての連帯保証を行っている。

障害のある学生に配慮して、建物や施設のバリアフリー化（建物出入口のスロープ化、トイレの改修、エレベーター操作パネルの改修）が計画的に進められている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構、地方公共団体及び民間育英団体の奨学金制度については、学生案内、ウェブサイト、奨学金募集説明会等により案内している。

平成21年1月現在における日本学生支援機構の奨学金採択状況は、学部2,972人、大学院523人となっている。人文学部等は、卒業生や企業等の寄付金に基づいて独自の奨学金制度を設けている。

授業料等の免除については、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、学業優秀と認められる学生を対象とした授業料免除制度、入学料免除制度、災害により被害を受けた学生を対象とした授業料免除

制度、及び業績優秀と認められる大学院学生を対象とした日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還を免除する制度を設けて実施している。

授業料免除制度に加えて授業料徴収猶予制度を設けており、授業料の納入をその期末まで延期又は月割分納を認めている。また、入学料の納入についても、6か月までの延期を認めている。平成20年度の授業料免除については、全額免除者数は学部367人、大学院149人、半額免除者数は学部883人、大学院351人となっている。

また、外国人留学生を経済的に支援するために特別な奨学金制度を設けており、学業成績や経済事情を審査した上で毎年度前期・後期に奨学金を授与している。（「静岡大学国際交流基金」、「アジア諸国留学生奨学金制度」）

学生宿舎の設置状況は、静岡キャンパスでは、片山寮（男子寮：定員288人、女子寮：定員228人）及び雄萌寮（男子寮：定員276人）、浜松キャンパスでは、あかつき寮（男子寮：定員164人）である。学生寮は、経済的な負担軽減のためばかりでなく、学生間の交流の場としても活用されている。学生寮の充実のために、現在、あかつき寮に隣接して、留学生と日本人女子学生を入居対象者とした新しい学生寮を建設中であり、平成22年3月末に供用開始を予定している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 外国人留学生を対象とした独自の奨学金制度を設けている。
- 外国人留学生と日本人女子学生を入居対象者とした新しい学生寮を建設中である。

【改善を要する点】

- 一部の学部・研究科等において、自習スペース、ラウンジ等の自主的学習環境の整備が十分に行われているとはいえない。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、静岡地区、浜松地区の2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は静岡地区 245,066 m²、浜松地区 131,600 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 204,167 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育課程の実施に向けて講義室、演習室、体育施設等を整備しており、講義室の稼働率は34～57%、また、体育施設はクラブ・サークルにも使用されている。さらに、「施設修繕計画」及び「施設整備基本方針」を策定し、老朽施設の機能改善やバリアフリー化（建物出入口のスロープ化、トイレの改修、エレベーター操作パネルの改修）を計画的に進めている。バリアフリー化の進捗状況については、トイレの改修が農学部・農学研究科、自然科学系教育部・情報基盤センター及び法務研究科を除く各部局において1か所以上で実施済み、建物出入口のスロープ化が自然科学系教育部・情報基盤センター、法務研究科及び図書館（本館）を除く各部局において1か所以上で実施済み、エレベーター操作パネルの改修が自然科学系教育部・情報基盤センターを除く各部局において一部又は全基で実施済みとなっており、一定の改修はなされているものの、特に静岡キャンパスの人文学部、教育学部、大学院法務研究科等の各施設においてはバリアフリーに配慮した整備が必ずしも十分には進んでいない。

これらのことから、バリアフリー化への対応が十分であるとはいえないものの、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報基盤センターが、国際認証（ISO/IEC27001:2005及びJISQ27001:2006）を受けた高度のセキュリティマネジメント体制（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））の下でLANやアカウント管理等の学内情報基盤の整備や運用支援を行っている。また、学部・研究科等、大学教育センター及び附属図書館においても独自のICT環境を整備して、授業や自主学習に活用している。例えば、工学部・工学研究科は半数以上の教室に計1,600人分の情報コンセントを設置し、パソコン200台を備えた教室を整備している。特に無線LANの敷設状況等、浜松キャンパスのICT環境の整備状況は優れているが、学部、キャンパス間等の差を埋め、全学生に対しより公平なサービスを行うことが期待される。さらに、遠隔講義システム等の整備も進んでおり、静岡・浜松両キャンパスの8教室にTV会議システムを設置し遠隔講義に活用している。

I C T環境の活用状況について、静岡地区の実習室等における平成 20 年度のログオン回数は、8月には4,000回を下回ったが、4月・7月・10月には20,000回を超えている。また、浜松地区では、3月・9月には2,000回台に減少したが、4月・6月には約10,000回に達している。

新しい学務情報システムが稼働し、履修登録や成績確認のほか、シラバス、学務情報（休講、呼び出し、連絡）等をウェブサイト上で提供するようになり、利用頻度も高まってきている。

情報戦略委員会が情報セキュリティ対策に関する事項を統括しており、学生に『安全で快適な情報ネットワーク利用の手引き』を配付し、情報ネットワークの適切な利用を促している。

なお、学生生活調査においては、I C T環境に対して60%以上の学生が満足しているとの評価が得られている。

これらのことから、学部、キャンパス間等に差が認められるものの、大学において編成された教育課程の遂行に必要なI C T環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

情報基盤センター等の学内共同教育研究施設、及び高柳記念未来技術創造館等の学内共同利用施設の利用規則を定め、ウェブサイトに掲載している。また、大学会館等の福利厚生施設、共通教育棟や講義室等、総合運動場施設や合宿研修施設等の利用規則も定め、ウェブサイトに掲載するほか、学生案内に使用手続き等を説明している。また、各学部の附属施設についても、それぞれ運営方針が定められている。

各種大型分析機器等の設備は、学内共同教育研究施設である機器分析センターの管理下に置かれており、広く教育及び研究の用に供するために、設備の一覧表とともに利用規則が定められ、公表されている。また、同センターからスペースを借用してそこに機器を設置する場合の要領も定められている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館を設置し、静岡キャンパスに本館、浜松キャンパスに分館を置き、附属図書館委員会が両館の一体的運営を図っている。

附属図書館は平日の開館時間を9時から22時とし、また、休日（「土曜日・日曜日・祝日に関する法律」に規定する休日）においても9時から19時まで開館し、さらに、春季・夏季・冬季の学年中の休業期間（休日を除く）においても9時から17時まで開館している。

附属図書館の蔵書等は静岡大学附属図書館規程第2条に基づき系統的に収集されており、平成21年3月31日現在の蔵書冊数は、本館で和書663,766冊、洋書271,038冊、浜松分館で和書167,597冊、洋書90,116冊となっている。また、雑誌タイトル数16,655タイトル（うち外国誌5,590タイトル）を有し、視聴覚資料の所蔵状況は、マイクロフィルム4,337本、マイクロフィッシュ6,287本、ビデオテープ1,403巻、C D-ROM494枚、LD等529枚、DVD862枚等となっている。閲覧席については、本館に511席、浜松分館に328席となっている。

電子ジャーナル4,387タイトル及び二次資料データベース16タイトルがオンラインで閲覧可能であり、これらの利用のため、情報検索用端末や情報コンセントが設置されており、特に本館情報端末室には40台のパソコンを設置している。蔵書検索については、ウェブによるO P A C（蔵書検索）、Webcat Plus（全国総目録）及びC i N i i（論文情報検索）が可能であり、特に静岡県横断検索システムにより静岡県

内の大学図書館や公共図書館の横断検索も可能である。各種サービスとして、図書・雑誌貸出、文献複写、相互貸借、携帯端末による貸出状況確認等のサービスを提供している。

学生用図書選定部会が、シラバス記載の参考図書のほか、学生・教員の要望を基に図書・雑誌の系統的な選定や整備を行うとともに、ウェブによる図書のリクエストのほか、学生モニターによる「学生選書ツアー」（静岡）や「選書キャンペーン」（浜松）を実施して、平成20年度に244冊を購入している。

本館の入館者数は、平成18年度254,158人、平成19年度249,777人、平成20年度262,338人となっている。一方、浜松分館の入館者数は、平成18年度208,495人、平成19年度182,546人、平成20年度177,869人となっている。また、館外貸出冊数は、本館と分館を合わせて、平成18年度67,279冊、平成19年度60,435冊、平成20年度60,585冊となっている。

なお、学生生活調査によれば、自習スペースやラウンジの整備、図書館の充実に対して一層の拡充が求められている。

これらのことから、一部に課題もあるものの、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、おおむね有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 情報基盤センターが情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際認証（ISO／IEC27001：2005及びJISQ27001：2006）を取得している。

【改善を要する点】

- バリアフリー化については一定の進捗がみられるものの、より一層の整備を進める必要がある。

【更なる向上が期待される点】

- 浜松キャンパスのICT環境の整備状況は優れているが、学部、キャンパス間等の差を埋め、全学生に対しより公平なサービスを行うことが期待される。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

当該大学における教育活動の実態を示す資料については、他の法人文書とともに、静岡大学法人文書管理規程により、その保存機関や保存期間等が定められている。学籍関係、授業関係（カリキュラム、授業担当者、成績）、進級・卒業・学位授与状況等の専門教育の実態を示す資料は、各学部、研究科等において収集・蓄積されている。また、教養教育の実態を示す資料は、大学教育センターにおいて収集・蓄積されている。

平成20年度より、学務情報システムが導入され、これを用いて学生の履修登録の記録、シラバス、成績等が蓄積・保存されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

教育改善についての教職員の意見は、教授会や研究科委員会等を通じて継続的に聴取され、教育の質の向上・改善に活かされている。また、教育等に係る中期目標・中期計画や大学のビジョンの策定に当たり、学長を議長とする総合戦略会議が東西キャンパス説明会や部局懇談会を開催したほか、ウェブサイト（パブリックコメント）を開設して教職員の意見を直接聴取したように、重要な案件について教職員が直接意見を述べる機会が随時設けられている。

学生の意見については、評価会議が「学生等による評価に関する基本方針」及び「学生等による評価に関する実施要項」に基づいて、4年ごとに学部2・3年次生及び研究科等の学生全員を対象として、教育、学習支援、生活支援、進路支援、教職員との相談体制をテーマに調査を行うことを決め、平成18年度にアンケート調査及びグループインタビューを実施し、その結果を報告書にまとめ公表している。学部・研究科等はそれに基づき教育の質の一層の向上を目指し改善に取り組んでいる。

学部・研究科等における改善の例として、人文学部・人文社会科学研究科は、夜間主コース時間割の空き時間帯の解消、資格に係る科目の開講時間帯に配慮した時間割編成、教育学部・教育学研究科は、教員とのコミュニケーション充実のため教員の電子メールアドレス及び電話番号の学生への周知、情報学部・情報学研究科は、社会調査士資格取得のためのカリキュラム改正、理学部・理学研究科は、就職委員会の設置による就職指導体制の強化、工学部・工学研究科は、全学科に自習スペース及びラウンジの整備、農学部・農学研究科は、情報教育専用教室の設置、自然科学系教育部は、英文論文添削のための論文投稿補

助制度の導入、学務部は学生寮の改修を行っている。

学生からの意見聴取については、さらに、オピニオンボックス、学長公開討論会、学生座談会、学生懇談会、院生懇談会等を通じて学生の要望等を聴取し、教育活動の更なる改善に努めている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成16年度の国立大学法人化以降、経営協議会が年5回開催されているが、学外委員（8人）から教育活動に対して意見が多数述べられ、それにこたえて様々な改善に取り組んでいる。例えば、静岡大学ナショナルインターフェーシングエンジニア育成事業（NIFEEプログラム）の立ち上げ、9月入学制度の導入、静岡大学フェ連絡事務所の開設等は、学外委員の意見にこたえた取組である。

平成19年度、評価会議が、卒業生・修了生・企業等就職先・高等学校関係者・保護者を対象としてアンケート調査を実施し、当該大学のイメージ、学生生活の満足度、今後の方向性について意見聴取を行い、その調査結果を「静岡大学卒業生等による評価に関する調査」にまとめ、ウェブサイトに掲載している。

当該大学は、このアンケート調査を4年ごとに実施することを「学生等による評価に関する基本方針」の中で定めており、その第1回目として平成18年度のアンケート調査を実施している。また、このアンケート調査において評価の低かった事項に対しては、その改善に向けて全学的に取り組んでいる。例えば、実用英語教育への転換、フィールドワーク教育や実践参画型教育の導入、博士課程の国際化、海外インターンシップの導入等の取組は、このアンケート調査が契機となって着手された教育改善である。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

大学教育センター教育開発・評価（FD）部門（全学FD委員会）が学部・研究科等のFD委員会と連携し、授業改善を目的に原則として全授業科目を対象とした「学生による授業アンケート」を前期・後期の各学期の中間及び期末に実施している。その結果については、全学FD委員会が集計結果を自由記述とともに各担当教員に返送している。それを受けて各教員は、自らの改善策を検討して回答書『アンケート結果に答えて』を作成し、ウェブサイト又は冊子で学内に公表している。平成16年度及び平成20年度各後期に得られたデータを比較することにより、ほぼ全項目において改善の跡が認められる。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

当該大学はファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の実施体制として、大学教育センターに教育開発・評価（FD）部門（全学FD委員会）を設置し、また、各学部・研究科等にFD委員会を置き、学部等FD委員が全学FD委員会委員を兼務することにより相互に連携してFD活動を行うことができる体制をとっている。全学FD委員会は教員や学生に参加を呼びかけて、FDに関する夏期研

修会、シンポジウム、フォーラムを開催し、授業改善に取り組んでいる。また、新任教員を対象として、教員に必要な心構え等についての研修会を開催している。

全学FD委員会は平成18年3月に、優れた授業実践の共有化、教員相互の連携及び学生の参画を図りながら授業改善を進めていくために必要となる基本的な事項を冊子『教師必携～教育のチームワークを目指して～』にまとめ、全教員に配付するとともに新任教員研修会の際に活用している。

学部・研究科等は、教員による授業参観を実施し、相互の指摘・経験交流を通じて独自の教育改善に取り組んでいる。例えば、人文学部社会学科は、各教員が教員相互の授業参観実施要項に基づいて授業参観を行い、その結果を授業参観報告書にまとめるとともに、授業改善懇談会を開き、授業や教育上の工夫の共有化を図っている。他の学部等においても積極的な取組がなされている。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

多様な学生の受入や教育の国際化が進むにつれ、コミュニケーション能力の向上や高レベルの外国語能力が求められる状況の中で、中期計画に職員の資質向上を掲げて、語学研修や海外研修を含めて年間数種類の研修を実施しており、延べ数十人の職員が参加している。

技術職員の資質向上に向けた取組については、毎年、他大学の参加を得て技術報告会を開催し、その成果を技術報告集にまとめるほか、技術職員を他大学等の研修会や講習会に派遣している。平成20年度技術報告会においては、「ダイシングソーによる基板加工」（電子工学研究所技術部）の発表をはじめとする12テーマの発表が行われた。

また、TA採用予定者を対象とした研修も行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 57,663,114 千円、流動資産 6,510,757 千円であり、資産合計 64,173,871 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 7,683,976 千円、流動負債 5,774,905 千円であり、負債合計 13,458,881 千円である。これらの負債は、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 18,513,262 千円、経常収益

19,056,649千円、経常利益543,387千円であり、当期総利益は680,651千円、貸借対照表における利益剰余金2,140,515千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算管理委員会が予算配分方針案を策定し、総合戦略会議に諮った後、教育研究評議会、経営協議会、役員会の議を経て、学長が「予算配分方針について」として決定している。学長裁量経費として、学長のリーダーシップの下、部局等活性化特別経費、教育研究プロジェクト推進経費、学長特別裁量経費として競争的・戦略的に部局等に配分している。

施設・設備のうち、施設については、施設整備・管理運営方針や施設修繕計画を基本に緊急性に応じた調整を行いながら、毎年度計画的に整備しており、設備については、設備マスタープランに基づく更新計画等により、計画的な整備に努めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき監査計画を策定して監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査規則により、学長直属の独立性を有する監査室が内部監査計画を策定し、監査を実施している。

また、年間の監査計画の作成に当たり、監事・監査室・会計監査人がスケジュールの細部にわたる調整・打ち合わせを行うとともに、監査結果につき相互に意見交換を実施する等、連携を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学は、主要な管理運営組織として、総合戦略会議及び企画・調整会議を置いている。総合戦略会議は、学長を議長として、理事4人、副学長3人、附属図書館長、学長補佐4人、附属学校園統括長、事務局部長4人及び総合戦略調整役の19人から構成され、大学の基本的な施策等の検討を行うとともに、経営協議会や教育研究評議会、企画・調整会議に諮るべき議題及び論点の整理を行っている。また、企画・調整会議は、学長を議長として、理事4人、副学長3人、学部長6人、創造科学技術大学院長、法務研究科長、電子工学研究所長及び附属図書館長の18人から構成され、教育・研究等の将来計画の検討や部局間の連絡調整を行っている。

これらの組織を支援する事務局は4部13チーム制（総務部：総務・企画チーム、人事・労務チーム、財務施設部：財務企画チーム、経理・契約チーム、浜松会計チーム、施設チーム、学務部：教務チーム、入試チーム、学生生活・就職支援チーム、学術情報部：研究協力・情報チーム、図書館チーム、産学連携チーム、国際交流センター：国際交流チーム）をとり、また競争的資金、国際協力、研究協力等を所管する総合戦略調整役を置いている。さらに、各学部、電子工学研究所及び創造科学技術大学院に事務局を置くとともに、学内事務の円滑な運営を図るために事務協議会を設置している。

危機管理等、特に防災への取組として、火災の防止と被害軽減を目的とした防火管理委員会、及び地震等災害の防止と被害軽減を目的とした防災対策委員会を設置するとともに、各部局に自主防災隊を置き、重大災害が発生又はその恐れがあるときには、学長を本部長とする非常災害対策本部及び理事を本部長とする浜松地区非常災害対策連絡本部を設置することを定めている。

特に、近い将来に発生すると指摘されている東海地震への備えとして、『地震発生時の初動マニュアル』、『地震防災のしおり・教職員の心得』、『地震防災のしおり・学生の心得』を作成し、冊子やウェブサイトにより、大地震に対する心構えを日頃から持つことの重要性を教職員・学生に伝えている。また、静岡大学防災地図（静岡・浜松キャンパス）を作成して避難場所を明示するとともに、秋には全学一斉防災訓練を実施している。さらに、災害発生時に備えて、静岡・浜松両キャンパスの防災倉庫には、簡易トイレ、飲料水製造機、飲料水、非常食等を備蓄している。

コンプライアンス体制の確保については、「国立大学法人静岡大学教職員行動規範」を制定して、教職員が高い倫理性を持ち厳格な法令遵守に徹することを宣言している。特に研究費等の適正執行のため、学長を長とする管理体制を整備するとともに「研究費不正防止計画」を策定し、不正防止担当者会議が計画の

進捗状況を点検している。各教員には『研究費の使用ハンドブック』を配付して研究費の適正使用の徹底に努めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長のリーダーシップの下で大学運営を行うために、理事4人（教育担当、研究・情報担当、総務・財務・施設担当、学術政策担当）を置くとともに、特命事項に対応する副学長3人及び学長補佐4人を置いている。意思決定のプロセスとして、学長主導の下で、総合戦略会議において基本的な施策等の企画立案を行い、企画・調整会議において各部局の意見を取り入れて調整した後、主に教育研究に係る事項については教育研究評議会において、また、主に経営に係る事項については経営協議会において審議された後、役員会の議を経て学長が最終的な施策を決定している。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

教員のニーズについては、教授会、研究科委員会、大学教育センターの全学委員会、教育研究評議会等を通じて管理運営に反映させている。また、職員のニーズについては、総合戦略会議が意見聴取を行い、「職員からの改善提案等を吸い上げる仕組み」を立ち上げ、職員からのニーズを把握するとともに、適切な改善策を講じている。

学生のニーズについては、学内にオピニオンボックスを置き、学生からの意見を聴取している。また、評価会議が4年ごとに学生生活調査を実施し、学部学生のニーズを把握して改善に努めている。例えば、学務係や教務係の対応に対して寄せられた不満については、窓口対応職員のコミュニケーション力の向上を目指した接遇研修を実施して改善を図っている。

学外関係者の意見については、経営協議会に外部有識者8人が学外委員として参加し、管理運営に関する意見等を述べており、静岡大学地域連携協働センターの設置等は、学外委員の意見等が大学運営の改善に適切に反映された例となっている。また、平成20年度、部局等が実施した自己点検・評価の結果に対して外部評価が実施されたが、外部委員からは、部局の管理運営に対して意思決定の手続きが複雑すぎる等の意見が寄せられ、それらを踏まえて各部局は管理運営の改善に努めている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学では、非常勤監事が2人置かれている。監事が行う監査には、定期監査と臨時監査があり、監査は業務及び会計を対象としている。定期監査として、業務検査を各年度1回行い、会計監査を各年度決算の際に実施しているが、さらに監事が必要と認めた場合に臨時監査を実施している。また、監事は、随時、役員会等の重要な会議に出席し、業務運営について必要な提言を行うとともに、理事や職員への質疑

を行い、説明や資料提出を求め、業務内容の把握に努めている。監事の監査に当たっては、監査室を設置して業務を補助している。監査結果や監事から寄せられた意見については、役員会で対応し、防災総合センターの設置や新学生寮の建設等、その指摘に基づいて必要な措置が講じられている。学長へ提出された監査報告書は当該大学のウェブサイト上で公開されている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

学長及び理事は、国立大学協会が主催する「国立大学トップセミナー」や「大学マネジメントセミナー」、国立大学財務・経営センターが主催するセミナー等へ積極的に参加しており、情報の収集と大学経営に関する資質の向上を図っている。また、監事は、文部科学省が主催する「国立大学法人等監事研修会」に参加し、我が国の高等教育をめぐる状況や課題の理解に努めている。

事務職員においては、職員研修の目標「静岡大学事務職員能力向上について」を掲げ、ここで定めた研修の目的や基本方針に基づいて職員研修を体系化して、大学職員としての使命と心構えの自覚と職務遂行の基礎的知識・態度を習得させるための新採用職員研修や、管理運営に必要なリーダーシップ等の向上を目指した中堅職員研修等、キャリア別、課題別の研修を組織的に実施しており、大学業務への理解と資質の向上に努めている。また、職員を東海地区国立大学法人等目的別研修等の学外研修会へも参加させている。平成20年度に開催された研修会への参加者数は、新採用職員研修11人、接遇研修15人、語学研修6人、海外研修3人、東海地区国立大学法人等目的別研修4人となっている。

また、当該大学では平成20年11月に「静岡大学教職員像」を制定し、教員と事務職員の協働を宣言している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該大学の管理運営に関する基本方針は学則及び大学院規則に明記されており、また、管理運営に関する具体的な方法に関わる関連諸規程も整備されている。管理運営に関わる委員会委員や役員の選考・採用、責務、権限等に関する関係規則も制定されている。これらの諸規程等は当該大学のウェブサイト上に一括して「静岡大学例規集」として掲載され公表されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

当該大学では、副学長を議長とし、評議員2人、学長が指名した教員8人の11人から構成される評価会議が、教員データベースシステムを構築し、全教員の教育、研究、社会貢献及び管理運営等の活動状況に

関するデータを管理している。また、各教員は常に自らの活動に係る最新情報の登録に努めている。教員データベースは、中期目標、中期計画及び年度計画の策定、国立大学法人評価委員会等の評価や外部評価、及び教員の個人評価等に利用されているが、「静岡大学データベース利用規則」により、利用することができる者は学長をはじめとする部局長、あるいは学長等から命じられた者に限定されており、また、利用者が利用できる教員データは当該所属教員の教員データベースに限られている。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

教育研究水準の向上と目的・使命の達成を目指して、副学長を議長として、学内教員からなる評価会議が、根拠となる資料やデータ等に基づいて自己点検・評価に取り組んでいる。実施組織については、本部、学部等及び学内共同教育研究施設等とし、また、対象領域を、①大学の目的、施設・設備、財務、管理運営、②学部等が行う教育、研究、社会連携、国際交流、③学内共同教育研究施設等が行う諸活動として、実施組織ごとに基準を定めて自己点検・評価を実施することとしている。原則として6年間に1回実施するものとし、平成19年度に初めて実施された。各実施組織は自己評価書を作成して、それぞれのウェブサイト上に公表しており、大学の内外から確認することができる。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

組織評価に関する実施要項において、評価の目的を「教育、研究活動等の質的向上を図り、大学運営全般の改善、活性化に役立てるとともに、評価結果を広く社会に公表し、国民に対する説明責任を果たすものとする」と明確に定めている。この全学の方針に従って、部局等は平成19年度に自己点検・評価を実施し、平成20年度に、部局等が選任した外部委員による評価を受けた。この部局等の自己評価書及び外部評価書は当該大学のウェブサイト上に公表されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

部局等は、外部評価において改善が必要と指摘された点については改善計画を策定して改善に取り組み、その取組状況を改善計画・結果報告書にまとめて評価会議議長に提出している。また、中期目標及び中期計画の達成状況に関する国立大学法人評価委員会の指摘事項に対しては、評価会議が、毎年度、全学及び部局等が重点的に取り組むべき計画及び課題を「中期目標・計画の達成に向けて」にまとめ、部局等と連携して中期計画の確実な達成に努めている。このように管理運営の改善のためのPDCAサイクルが構築されており、有効に機能している。また、各プロセスは公表され、運営の透明性が確保されている。

外部評価によって指摘された課題に対して、各部局は、例えば、学科別FD懇談会の開催（人文学部）、研究活動の点検（教育学部）、全学FD研修会への積極的参加（情報学部）、意思決定手続きの簡素化（理学部）、英文ウェブサイトの改訂（工学部）、学部の特徴付け（農学部）、教育達成度の検証（創造科学技術大学院）、進級制の導入（法務研究科）、学生図書の実充（附属図書館）に取り組んでいる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該大学はウェブサイト上に教育研究活動の成果に関する最新情報を見やすい形で発信している。また、平成20年4月から静岡大学学術リポジトリSUREをスタートさせて、学内の教育研究活動によって創出された学術成果等をインターネットで世界に向けて発信している。さらに、各部局は研究紀要を刊行している。

キャンパスミュージアムは、学内の教育研究の成果を総合的に収集、整理、保存するとともに、積極的に社会に公開している。また、高柳記念未来技術創造館は、ものづくりや科学技術への関心を高めるために市民や小中高生の見学場所として開放するとともに、講演会・交流会をはじめ、企画展やイベント等も実施している。

東京都港区芝浦のキャンパス・イノベーションセンター内に東京事務所を設置し、教育研究活動の成果を首都圏に向けて発信する拠点として活用している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 東海地震等の大規模地震の発生に備えて、地震防災のための様々な活動に取り組んでいる。
- 経営協議会において学外委員から述べられた意見等が静岡大学地域連携協働センターの設置等、大学運営の改善に適切に反映されている。
- 評価会議が設置され、教員評価、認証評価等を一元的に所掌している。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果（案）を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。

機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>基準7 学生支援等</p> <p>(評価結果の根拠・理由)</p> <p>観点7-2-①</p> <p>学生生活調査によれば、パソコン等のICT環境の充実には一定の評価が与えられているが、自習スペースやラウンジの整備、図書館の充実に対しては一層の拡充が求められており、整備が十分に行われているとはいえない。</p> <p>【意見】</p> <p>下記のとおり修正願いたい。</p> <p>【修正文案】</p> <p>学生生活調査(平成18年度実施)によれば、パソコン等のICT環境の充実には一定の評価が与えられているが、自習スペースやラウンジの整備、図書館の充実に対しては一層の拡充が求められており、<u>この結果を受けて学部等の自習室、図書室等の新設や増設、及び図書館のリニューアル工事(出会い・集い・学ぶ空間やグループ利用ができる空間の整備)(平成22年3月完成予定)が進められている。</u></p> <p>【理由】</p> <p>学生生活調査は平成18年度に実施されました。(「自己評価書」116頁、観点9-1-2(3))この結果を受けて、その後、理学部・理学研究科(平成20年度)や工学部・工学研究科(平成20年度)、法</p>	<p>【対応】</p> <p>(評価結果の根拠・理由)について、次のとおり修正を行う。</p> <p>(評価結果の根拠・理由)</p> <p>観点7-2-①</p> <p>学生生活調査によれば、パソコン等のICT環境の充実には一定の評価が与えられているが、自習スペースやラウンジの整備、図書館の充実に対しては一層の拡充が求められている。この調査結果を受け、自習室、図書室等の新設や増設、及び図書館のリニューアル工事(平成22年3月完成予定)が進められているものの、一部の学部・研究科等の自習スペースやラウンジ等については十分とはいえず、さらに整備が進められることが望まれる。</p> <p>【理由】</p> <p>図書館については当該大学意見のとおり、平成22年3月完成予定で改修工事が実施されており、自主的学習環境整備の充実が図られているが、一部の学部・研究科等の自習スペースやラウンジ等について、その学生数に照らした整備状況や訪問調査時の教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生面談の結果等を踏まえて、更なる整備が必要であると判断した。</p> <p>しかしながら、本記述については、表現上、このような趣旨が現れていない部分もあることから、記述を修正することとした。</p>

<p>務研究科（平成19年度）、農学部・農学研究科（平成19年度）、大学会館（平成18年度）が資料7-13（「自己評価書」91頁）にあるようなリフレッシュスペース、自習室、図書室、談話ロビー等の設置あるいは増設を行いました。また、図書館につきましては、平成21年11月に実施されました訪問調査時に、図書館長より平成20年度から検討を進めてまいりました「海の見える図書館リニューアル構想」につきチラシを基に評価委員の先生方にご説明させていただいたところです。昨年12月から工事を開始し、平成22年3月に完成予定です。主な改修内容は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー室を新たに3室設置し、ゼミなどグループでの使用を可能とする。 ・個人ブースを新たに6室設置し、集中して学習、研究する場を提供する。 ・閲覧室は静謐な空間とグループで議論できる空間とに区分けする。 ・グループで議論できるレイアウトフリーの部屋を設け、可動式机や椅子、ホワイトボードなどを用意し、新しい形の利用環境を設定する。 	
<p>【基準7】 学生支援等</p> <p>【改善を要する点】</p> <p>○ 自習スペース、ラウンジ等の自主的学習環境の整備が十分に行われているとはいえない。</p> <p>【意見】</p> <p>削除願いたい。</p> <p>【理由】</p> <p>学生生活調査は平成18年度に実施されました。（「自己評価書」116頁、観点9-1-2（3））この結果を受けて、その後、理学部・理学研究科（平成20年度）や工学部・工学研究科（平成20年度）、法務研究科（平成19年度）、農学部・農学研究科（平成19年度）、大学会館（平成18年度）が資料7-13（「自己評価書」91頁）にあるようなリフレッシュスペース</p>	<p>【対応】</p> <p>【改善を要する点】 について、次のとおり修正を行う。</p> <p>【改善を要する点】</p> <p>一部の学部・研究科等において、自習スペース、ラウンジ等の自主的学習環境の整備が十分に行われているとはいえない。</p> <p>【理由】</p> <p>上記のように、自習スペースやラウンジ等については、一部の学部・研究科等において、学生数に照らした整備状況や訪問調査時の教育現場の視察及び学習環境の状況調査、学生面談の結果等を踏まえて、更なる整備が必要であると判断されたため、改善を要する点として指摘することとする。</p>

<p>ス、自習室、図書室、談話ロビー等の設置あるいは増設を行いました。また、図書館につきましては、平成21年11月に実施されました訪問調査時に、図書館長より平成20年度から検討を進めてまいりました「海の見える図書館リニューアル構想」につきチラシを基に評価委員の先生方にご説明させていただいたところです。昨年12月から工事を開始し、平成22年3月に完成予定です。主な改修内容は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー室を新たに3室設置し、ゼミなどグループでの使用を可能とする。 ・個人ブースを新たに6室設置し、集中して学習、研究する場を提供する。 ・閲覧室は静謐な空間とグループで議論できる空間とに区分けする。 ・グループで議論できるレイアウトフリーの部屋を設け、可動式机や椅子、ホワイトボードなどを用意し、新しい形の利用環境を設定する。 <p>以上のことから、【改善を要する点】を削除願いたい。</p>	<p>しかしながら、本記述については、表現上、このような趣旨が現れていない部分もあることから、記述を修正することとした。</p>
<p>基準8 施設・設備</p> <p>(評価結果の根拠・理由)</p> <p>観点8-1-①</p> <p>…全基で実施済みとなっているが、現況の対応が十分であるとはいえない。</p> <p>これらのことから、バリアフリー化への対応が十分であるとは言えないものの、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。</p> <p>【意見】</p> <p>下記のとおり修正願いたい。</p> <p>【修正文案】</p> <p>…全基で実施済みとなっており、<u>バリアフリー化への対応が順次行われている。</u></p>	<p>【対応】</p> <p>(評価結果の根拠・理由) について、次のとおり修正を行う。</p> <p>(評価結果の根拠・理由)</p> <p>観点8-1-①</p> <p>…全基で実施済みとなっており、一定の改修はなされているものの、特に静岡キャンパスの人文学部、教育学部、大学院法務研究科等の各施設においてはバリアフリーに配慮した整備が必ずしも十分には進んでいない。</p> <p>これらのことから、バリアフリー化への対応が十分であるとはいえないものの、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。</p>

<p>これらのことから、バリアフリー化への対応が<u>万全</u>であるとは言えないものの、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されていると判断する。</p> <p>【理由】</p> <p>バリアフリー化の現況は、「自己評価書」104頁資料8-8「施設・設備のバリアフリー化の現況」に示すとおり、一部未実施のところがあるものの、毎年度大型改修と並行してバリアフリー化を計画的にすすめています。平成19年度に工学部1号館、高柳記念館のエレベーター改修、平成20年度には理学部A棟、工学部2号館のエレベーター改修、平成21年度は新設中の「国際交流会館」、「次世代ものづくり人材育成建物」のバリアフリー化は当然のこと、建物の大型改修工事にあわせて、エレベーター、トイレのバリアフリー化を着実に進めてきており、平成22年2月現在では、自然科学系教育部のエレベーター、附属図書館のトイレを改修中であり、図書館は平成22年3月に、自然科学系教育部は平成22年8月完成予定です。その結果、建物群内の95%以上の建物間の往来は、エレベーター、スロープ、渡り廊下等を介し障害者が移動できる構造となっています。また、丘陵地にある静岡キャンパスについては、平成21年11月の訪問調査時にも説明させていただきましたとおり、学内巡回バスを平成22年2月から試行的に運行しています。</p>	<p>【理由】</p> <p>静岡キャンパスにおいては、理学部A棟エレベーターの改修については操作パネルの改修にとどまっており、車いす利用者等に対する配慮もまだ十分とは言えず、その他の学部棟（人文学部、教育学部、大学院法務研究科等）における対応も十分ではない。</p> <p>また、各建物群内の建物間の往来には一定の配慮がなされているものの、静岡キャンパスは丘陵地に位置しており、建物群間の移動については制約も多く、その対策については学内巡回バスの試行運行にとどまっている。</p> <p>しかしながら、本記述については、表現上、このような趣旨が現れていない部分もあることから、記述を修正することとした。</p>
<p>基準8 施設・設備</p> <p>【改善を要する点】</p> <p>○ バリアフリー化への対応が十分ではない。</p> <p>【意見】</p> <p>削除願いたい。</p> <p>【理由】</p> <p>バリアフリー化の現況は、「自己評価書」104頁</p>	<p>【対応】</p> <p>【主な改善を要する点】及び【改善を要する点】について、次のとおり修正を行う。</p> <p>【主な改善を要する点】及び【改善を要する点】</p> <p>○ バリアフリー化については一定の進捗がみられるものの、より一層の整備を進める必要がある。</p>

<p>資料8-8「施設・設備のバリアフリー化の現況」に示すとおり、一部未実施のところがあるものの、毎年度大型改修と並行してバリアフリー化を計画的にすすめています。平成19年度に工学部1号館、高柳記念館のエレベーター改修、平成20年度には理学部A棟、工学部2号館のエレベータ改修、平成21年度は新設中の「国際交流会館」、「次世代ものづくり人材育成建物」のバリアフリー化は当然のこと、建物の大型改修工事にあわせて、エレベーター、トイレのバリアフリー化を着実に進めてきており、平成22年2月現在では、自然科学系教育部のエレベーター、附属図書館のトイレを改修中であり、図書館は平成22年3月に、自然科学系教育部は平成22年8月完成予定です。その結果、建物群内の95%以上の建物間の往来は、エレベーター、スロープ、渡り廊下等を介し障害者が移動できる構造となっています。また、丘陵地にある静岡キャンパスについては、平成21年11月の訪問調査時にも説明させていただきましたとおり、学内巡回バスを平成22年2月から試行的に運行しています。</p> <p>以上のことから、【改善を要する点】を削除願いたい。</p>	<p>【理由】</p> <p>上記のように、バリアフリー化について一定の改修はなされているものの、静岡キャンパスにおいては対応が十分であるとはいえず、改善を要する点として指摘することとする。</p> <p>しかしながら、本記述については、表現上、このような趣旨が現れていない部分もあることから、記述を修正することとした。</p>
--	---

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 国立大学法人静岡大学

(2) 所在地 静岡県静岡市

(3) 学部等の構成

学部：人文学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部、農学部

研究科：人文社会科学研究科、教育学研究科、情報学研究科、理学研究科、工学研究科、農学研究科（以上、修士課程）、法務研究科（専門職大学院）、自然科学系教育部（博士課程）

※上記の研究科等の他、岐阜大学大学院連合農学研究科に参加している。

附置研究所：電子工学研究所

関連施設：大学教育センター、全学入試センター、国際交流センター、遺伝子実験センター、機器分析センター、情報基盤機構、イノベーション共同研究センター、生涯学習教育研究センター、防災総合センター、知的財産本部、地域連携推進センター、附属図書館、保健管理センター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部 8,818人，大学院 1,584人

専任教員数：698人

助手数：2人

2 特徴

(1) 設置の経緯と現況

静岡大学（以下「本学」という。）は、昭和24年5月31日に、静岡高等学校、静岡第一師範学校、静岡第二師範学校、静岡青年師範学校及び浜松工業専門学校を母体に、文理学部、教育学部、工学部から成る県内初の4年制国立大学として発足した。

本学のキャンパスは、前身・設置の経緯から、好対称をなす2つの政令指定都市に立地する。静岡市は、県の行政と商業の中心地であり、近年、市を中核とする中東部地域は、食品産業、医薬・医療産業が著しい発展をみせている。他方、浜松市は、古くは繊維・染色産業から始まり、楽器、二輪車、自動車の製造、最近では、光・電子産業の創出等日本の産業創成を担ってきた工業都市である。こうした両キャンパスの立地を反映し、現在、静岡キャンパスには、人文学部・人文社会科学研究科、教育学部・教育学研究科、理学部・理学研究科、農学部・農学研究科、法務研究科を、浜松キャンパスには、情報学部・情報学研究科、工学部・工学研究科、電子工学研究所を、また、両キャンパスに創造科学技術研究部・自然科学系教育部を設置している。

(2) 教育の特徴

①幅広く深い教養と基礎的能力、高い専門性の育成

共通教育と専門教育の有機的連携をはかり、幅広く深い教養と、それを踏まえた専門知識・技術の修

得を目指すとともに、それらの前提として、主として共通教育において、今日の知の創造に不可欠な基礎的実践能力（外国語能力、情報活用能力、プレゼンテーション能力等）の育成を目的とする教育を展開している。

②地域社会との連携による教育

「地域をキャンパスに!」をスローガンに、教育の「場」を地域に広げ、各種 GP を活用しながら、地域、企業、小中学校、農村、自然等との係りの中で、課題発見・対応能力、対人関係能力等の涵養や理論と実践のインタラクティブを体験させる機会を設けている。

③高度専門職業人の育成

大学院課程において、社会のニーズに即して、組織の整備（教育学研究科教育実践高度化専攻、法務研究科、工学研究科事業開発マネジメント専攻、創造科学技術大学院）やカリキュラムの編成を行い、各種 GP を活用しながら、企業や自治体、教育界等と協働した実践的教育を推進し、また、インターアカデミア等の国際学会への派遣や国際インターンシップにより、社会性と国際性を備えた高度専門職業人の育成に取り組んでいる。

④社会人再教育と地域社会への大学開放

社会人を対象とする教育プログラム、社会人特別入試制度、長期履修制度、大学院設置基準第14条の適用等により社会人の学びの環境を整備するとともに、公開講座、市民開放授業、図書館・農場開放等により地域社会への大学開放を推進している。

(3) 研究の特徴

①研究組織の整備と研究の高度化の推進

創造科学技術研究部を設置し、第3期科学技術基本計画が定める重点推進4分野に対応する研究部門を置き、本学の研究及び地域特性に定位した高度な研究を推進する体制を整えている。

②地域社会と連携したプロジェクト研究の推進

21世紀 COE プログラム「ナノビジョンサイエンス拠点創成」事業（平成16～20年度）、浜松地域オプトロニクスクラスター創成事業（I期[平成14～18年度]、II期[平成19～23年度]）、静岡県トライアングルリサーチクラスター構想、駿河湾地域新事業創出プロジェクト等、地域・産業界と連携した研究を展開している。

③研究成果の社会への還元

イノベーション共同研究センター、知的財産本部、地域社会文化研究ネットワークセンターを中核に、研究成果・学術情報の公表、講演会、シンポジウム等を開催するとともに、こころの相談室、無料法律相談会、技術相談会、起業支援等を通じ研究成果の社会への還元を図っている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大学の目的・使命

本学は、「国立大学法人静岡大学学則」第1条において、「学校教育法」第83条に基づき、大学の目的・使命につき、「国立大学法人静岡大学は、学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成することを目的・使命とする。」と定めている。

平成19年度に、中長期目標として「未来を拓く静岡大学～ビジョンと戦略～」(http://www.shizuoka.ac.jp/rinen/vision_policy.pdf)を策定・公表し、「自由啓発・未来創成」をキーコンセプトとする「ビジョン」を掲げるとともに、教育・研究・社会連携につきより具体的に3つの使命を次のように定めている。

<p>教育： 地球の未来に責任をもち、国際的感覚を備え、高い専門性を有し、失敗を恐れないチャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成します。</p> <p>研究： 世界の平和と人類の幸福を根底から支える諸科学を目指し、創造性あふれる学術研究を行います。</p> <p>社会連携： 地域社会とともに歩み、社会が直面する諸問題に真剣に取り組み、文化と科学の発信基地として、社会に貢献します。</p>
--

2 教育研究活動を実施する上での基本方針

本学は、教育研究活動を実施する上での基本方針を「国立大学法人静岡大学中期目標」（平成16～21年度）(http://www.shizuoka.ac.jp/info/o_koso/seika/d.pdf)に次のように定めている。

<p>静岡大学は、未来を展望した、特色ある国際水準の教育研究を行い、学術・文化と産業・経済の発展に寄与し、卓越した「知の拠点」としての大学を目指す。</p>
--

<p>【教育に関する基本的目標】</p>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 社会の様々な分野でリーダーとして活躍できる、高い専門性と多角的な視野をもち21世紀の解決すべき問題を追求し続ける人間性豊かな人材を養成する。2. アジアをはじめ、諸外国との関わりの中で活躍できる豊かな国際感覚を身に付けた人材を養成する。 |
|--|

<p>【研究に関する基本的目標】</p>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 基礎から応用にわたり独創的な研究を推進するとともに、分野を超えた融合を図り、学術の一層の発展に寄与する。2. 持続可能な地球環境を展望した研究を積極的に推進する。 |
|---|

<p>【社会連携に関する基本的目標】</p>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 文化、教育等の領域における地域との連携交流活動に積極的に参加することを通じて、「知の成果」を還元する。2. 産学官連携に積極的に取り組み、地域産業の発展を促す。 |
|--|

3 達成しようとする基本的な成果

(1) 上記の目的・使命、基本方針に基づき、達成しようとする基本的成果を「中期目標」に次のように定めている。

<p>1 教育に関する目標</p>

<p>(1) 教育の成果に関する目標</p>

<p>〈学士課程〉</p>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①国際社会に通用し得る課題探求能力と問題発見能力、確かな基礎的専門学力を身につけた、人間性豊かで活力ある人材を養成する。②教育の成果を客観的に把握できる体制を確立する。 |
|---|

<p>〈大学院課程〉</p>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">③専攻分野における十分な能力を有する、質の高い職業人や技術者、研究者を養成する。④教育の成果を客観的に把握できる体制を確立する。 |
|---|

<p>(2) 入学者受け入れに関する目標</p>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">①各学部、研究科等のアドミッション・ポリシーを明確にするとともに、社会人学生等の多様な学生を受け入れる。 |
|--|

<p>(3) 教育内容等に関する目標</p>

<p>〈学士課程〉</p>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">①育成する学生像に即して、教育効果を高めるための体系的なカリキュラム編成、授業形態、学習指導法の改善、成績評価の厳格化等を図る。 |
|--|

<p>(大学院課程)</p> <p>①修士課程においては質の高い職業人と技術者、博士課程においては、高度な専門的知識能力を持ち新しい領域を開拓することのできる人材を養成するための体系的なカリキュラム編成と研究指導体制の確立を図る。</p> <p>(4) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>①教育の質の向上を目指し、適正な人的資源配分、学習環境の整備充実及び部局を越えた協力体制の確立を図る。</p> <p>(5) 学生への支援に関する目標</p> <p>①学生が、健康で活力に満ちた大学生活を送り、社会に貢献できる付加価値を得て、自己実現の場としての職業を自ら率先して見出すことができるよう、学習環境や学習支援体制を整備・充実する。</p> <p>②社会人学生・留学生に対する教育面及び生活面での支援を充実する。</p> <p>③学生の自主的な正課外活動を支援し、在学中に実社会との関わりの体験などを積ませることにより、多様化・複雑化した社会を生き抜くための能力を涵養する。</p> <p>(6) 教育活動の評価及びその改善</p> <p>①教育活動を客観的に評価し、その改善を図るための体制を整備する。</p>

<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究の成果に関する目標</p> <p>①自由な研究環境のもと、基礎から応用にわたり独創的な研究を推進するとともに、分野を越えた融合を図り、それぞれの学術分野や学際領域におけるトップレベルの研究水準を目指す。</p> <p>②国際的な課題や地域的な課題を積極的に発掘して、その解決を目指した総合的な研究を展開する。そして、その成果の公表と技術移転、特許化の推進を通じて、社会への還元を図る。</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>①研究の活力を高めるため、諸分野及び諸領域間の連携を推進し、研究支援体制の整備と資源の有効的な配分を図り、全学的観点から研究環境の整備を行う。</p> <p>②研究成果の学問的レベルや社会的効果について、分野の特性に応じた自己点検・評価システムを構築し研究の質的向上につながるよう運用するほか、大学の知的財産を増やし、これを実効的に管理し活用する。</p> <p>(3) 研究活動の評価及びその改善</p> <p>①研究活動を客観的に評価し、その改善を図るための体制を整備する。</p>

<p>3 社会との連携に関する目標</p> <p>①教育研究の成果を社会に積極的に還元すると同時に、地域社会のニーズに応える諸活動を推進することによって、地域発信型の文化・学術を創造する。</p>

<p>4 国際交流に関する目標</p> <p>①海外の大学等との間の教職員等の受け入れ・派遣及び学生交流を積極的に推進するとともに、開発途上国等への国際協力、地域社会の国際化に対応した外国人等への教育支援を図る。</p>

(2) 学部・研究科等は、上記の本学の目的・使命、教育目標に基づき、学部・研究科等規則において、教育目的を次のように定めている。

学部	目的
人文学部	人文学部は、人文・社会科学の各分野の専門的知識・能力を身につけるとともに、国際的な視野と幅広い教養を備え、社会の発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする。(静岡大学人文学部規則第1条の2)
教育学部	教育学部は、豊かな人間性と幅広い教養を基礎とする実践的指導力を備えた教育従事者、社会教育・企業内教育等の分野で活躍することのできる広い視野と多彩な技能・技術を有する人材、今日的かつ学際的な専門性を持ち、幅広い職種・分野の第一線で指導的役割を果たしうる人材を育成することを目的とする。(静岡大学教育学部規則第1条の2)
情報学部	情報学部は、人間の営みと情報技術が調和した豊かな社会の実現を目指す情報学の教育研究を推進し、21世紀の情報社会で先導的役割を果たす深い教養と豊かな専門知識及び高度な実践力を有する人材を育成することを目的とする。(静岡大学情報学部規則第1条の2)
理学部	理学部は、理学の各専門分野において確かな基礎学力をもつと同時に、幅広い教養を身につけた研究者・技術者・教育者などとして社会に貢献できる人材の育成を目的とする。(静岡大学理学部規則第1条の2)
工学部	工学部は、豊かな教養と感性を育む教養教育及びものづくりを基盤とし実学を重視した専門教育を通じて人材を育成することを目的とし、地域社会・産業と連携して、工学及び技術の中核とした研究開発を推進することを研究の目的とする。(静岡大学工学部規則第1条の2)
農学部	農学部は、人間社会と直結したフィールド科学を基盤として、生物生産を中心に、生物科学と環境科学を両面に配した広がりを持たせた教育を行い、グローバル社会に適応できる総合力

	を備えた人材の育成を目的とする。（静岡大学農学部規則第1条の2）
研究科等	目的
人文社会科学研究科	人文社会科学研究科は、専門性、学際性、国際性及び地域性を兼ね備えた高度専門職業人の養成を目的とし、そのため、臨床人間科学専攻、比較地域文化専攻及び経済専攻の各専攻の特色を生かしつつ、総合的思考能力と実践的応用能力とを涵養する教育を行う。（静岡大学人文社会科学研究科規則第1条の2）
教育学研究科	学校教育研究専攻においては、教育に関する高度な専門的力量及び見識を備えた学校教員並びに教育事業従事者の育成を目的とする。教育実践高度化専攻においては、総合的な実践的指導力のある新人学校教員及び中核の中堅学校教員の養成を目的とする。（静岡大学教育学研究科規則第2条）
情報学研究科	情報学研究科は、情報科学と情報社会学を融合させた情報学についての幅広く豊かな識見と、専攻分野についての高度な専門知識及び研究能力を基盤として、応用・実践に優れた職業適応力とコミュニケーション能力を備え、望ましい高度情報社会の構築に積極的に貢献しうる人材の育成を目的とする教育と研究を行う。（静岡大学情報学研究科規則第1条の2）
理学研究科	理学研究科は、高度な科学技術社会の中で、基礎科学に基づいた問題解決能力を有する人材の育成を目指し、社会の多様なニーズに応えるための洞察力、適応力、行動力を養う教育研究を行うことを目的とする。（理学研究科規則第2条）
工学研究科	工学研究科は、ものづくりを基盤とした体系的な専門教育を通じて人材を育成することを教育の目的とし、地域社会・産業と連携して、工学及び技術の中核とした研究開発を推進することを研究の目的とする。（静岡大学工学研究科規則第1条の2）
農学研究科	農学研究科では、東海地域の豊かな環境や資源を背景に、環境・バイオサイエンスを基礎として衣食住を充足するための学理や技術を深化させた教育と研究を行い、地域や国際社会の持続的発展に貢献できる人材の養成を目的とする。（静岡大学農学研究科規則第2条）
創造科学技術大学院	創造科学技術大学院は、静岡大学大学院自然科学系教育部（以下「教育部」という。）及び静岡大学大学院創造科学技術研究部（以下「研究部」という。）で構成し、深い専門知識を有する高度先端技術者及び研究者を養成し、世界をリードする研究を実践することを目的とする。（静岡大学創造科学技術大学院規則第2条）
法務研究科	法務研究科は、深い学識及び卓越した能力を有し、地域社会に貢献する法曹の養成を目的とする。（静岡大学法務研究科規則第1条の2）

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

大学の目的を学則に、学部の目的を学部規則に定め、教育研究活動を実施する上での基本方針及び達成しようとする基本的成果を中期目標に定めている。これらの目的等は「学校教育法」第83条が規定する目的に適合するものである。

大学院の目的を大学院規則に、研究科等の目的を研究科等規則に、教育研究活動を実施する上での基本方針及び達成しようとする基本的な成果を中期目標に定めている。これらの目的は「学校教育法」第99条が規定する大学院の目的に適合するものである。

大学、学部、研究科等の目的は、大学、学部・研究科案内等の印刷物、DVD、Web、オープン・キャンパス等を通して、大学の構成員に周知し、社会に広く公表している。

基準2 教育研究組織（実施体制）

学士課程の教育研究目的を達成するため6学部（18学科4課程）を、また、大学院課程の教育研究目的を達成するため、6研究科（修士課程）、自然科学系教育部（博士課程）、法務研究科（専門職学位課程）を設置している。

教養教育の推進・充実を図るため、教育担当理事を長とする大学教育センターを設置し、業務の管理・運営に必要な部門、委員会等の組織を整備、また、学部・研究科等は、専門教育の推進・充実を図るため、教務委員会、FD委員会等を設置し、両者が相互に連携をとり、教育課程や教育方法等について検討を行っている。これらの活動から、全学教育や学部・研究科のカリキュラム改定の他、学生による授業アンケートの改善、シラバスの改善、新学務情報システムの導入、成績評価の厳格化、GPA制度の導入等を実施・実現している。

教育研究目的に即して附属施設・学校園を設置し、各施設等に係る規則で目的、組織構成を明記し、運営のための委員会等を定期的に開催し、業務の遂行に当たっている。

教育研究評議会、企画・調整会議が大学全体の、学部等教授会、研究科委員会が学部・研究科等の教育活動に係る重要事項について定期、臨時に会議を開催し、それぞれが連携し、役割を分担することにより、大学全体として、中期目標・計画、年度計画、教育課程の編成、教員人事に関する事項等の重要事項に係る審議・決定を行っている。

基準3 教員及び教育支援者

学部、研究科に講座を、創造科学技術大学院、研究所に研究部門等を置き、教員を適切に配置し、教授、准教授、講師、助教、助手が「学校教育法」の定める役割分担の下に、共同して学生に対する教育を行う体制を整備している。創造科学技術大学院の教育は、研究部専任教員と学部等所属の兼任教員が共同して担当するとともに、研究部専任教員が関連学部・修士課程の教育を担当する。

学士課程、大学院課程、専門職学位課程は、いずれも設置基準が定める教員数を満たし、教育課程の遂行に必要な教員を確保している。

公募制、任期制、早期退職制度、テニユア・トラック制度、サバティカル制度、多様な経歴の研究者や外国人・女性研究者の採用、年齢構成への配慮等により教員組織の活動の活性化を図っている。

学部等は、教員の採用・昇格基準を定め、選考委員会等が、書類審査の他、面接において模擬授業等を実施することにより、教育上（学士課程）、教育研究上（大学院課程）の指導能力の評価を行っている。

学生による授業アンケート、教育活動全般に係る評価を定期的実施し、結果を教員にフィードバックし、改善を図る取組を行っている。

静岡大学

各教員は、学部・研究科等における教育内容と関連する研究活動を行っている。

教育課程遂行に必要な事務職員、技術職員、司書を本部、学部等、附属図書館に、TAを学部、修士課程の教育の補助業務に配置している。

基準4 学生の受入

本学及び各学部・研究科のアドミッション・ポリシーを定め、募集要項やWeb、オープンキャンパス等により公表・周知を図っている。

各学部・研究科等は、アドミッション・ポリシーに則した多様な選抜方法及び入試科目・方法の設定により、求める学生像、選抜方針に沿った学生の受入を実現している。また、留学生、社会人、編入学生については、留学生等の事情に応じて選抜方針・方法を定め、筆記試験の他、面接、口述試験を実施している。

入学者選抜の実施体制について、学士課程では、静岡大学全学入試会議を中心に体制整備し、入学試験問題の作成から、当日の試験実施、採点、合否判定、入試情報の公開に至るまで、規則や要領に基づいてこれを行い、入試の公正性・秘密保持を実現している。大学院課程では、大学院委員会の下に各研究科等が学部入試に準じて実施している。

入学者選抜方法検討部会が、毎年入試種別による入学後の成績の追跡調査等、選抜方法の検証を行い、その結果を基に入学者選抜方法を改善している。

定員に対する入学者の充足率（過去5年間）は、学士課程では大幅な過不足はない。大学院課程では、一部研究科・専攻で大幅な過不足、特に超過が見られる。

基準5 教育内容及び方法

【学士課程】

学士課程の教育課程は、教養教育と専門教育の連携による4年一貫教育により幅広く深い教養を培い、専門知識・技術を学ぶことができるように編成している。各授業科目を基礎から発展へと1～4年次に体系的に配置している。

他学部等科目の履修、他大学等での習得単位及び入学前修得単位の認定、大学院科目早期受講、キャリア形成支援、編（転）入学生の受入により学生のニーズに応えるとともに、社会からの要請・学術の発展動向等に定位して教育課程の改善に取り組んでいる。

授業科目のバランスの良い学年配置、予復習の指示、時間割上の工夫、ICTの活用による予復習の確実化に取り組み、組織的な履修指導やGPA制度により単位の実質化を図っている。

各科目を講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用によりバランスよく編成するとともに、大学導入教育、フィールドワーク・ものづくり教育、企業等との連携による実践的教育、情報機器の活用により教育効果の向上を図っている。

全学統一書式によるシラバスを作成し、Web又は冊子（1年生前期）により案内、学生の活用状況は授業アンケート結果から良好と判断される。

附属図書館、情報基盤センターの利用時間延長等やPC相談室、数学の広場の開設により自主学習の環境を整備し、また、学力多様化に習熟度別クラス編成、未履修者向け科目開設、補習授業により対応している。

夜間主学生に対し、土曜午後の開講、昼間コース科目の履修、長期履修制度、図書館の夜間・休日開館、学生用図書室や就職情報室の設置、オフィスアワー等により学習環境を整備している。

学則等が成績評価基準、卒業認定基準を定め、学生便覧等により周知し、単位認定を授業担当教員が、卒業認定を教授会又は卒業判定会議が行っている。

成績評価の正確性を担保するため、一部科目において「授業の目標」「成績評価の方法・基準」の統一化、統

一試験の実施、教員の協議による評価を行う他、学生からの異議申立に対応している。

【大学院課程】

大学院課程は、各専攻に係る専門科目群の他、専攻・分野横断的な総合講義、融合科目、総合科目等を配置し、最終的に研究指導に収斂する体系をとるとともに、各授業科目を必修科目・選択必修科目・選択科目・自由科目として編成している。

他大学院・研究科・専攻科目の履修、他大学院等における研究指導、入学前修得単位の認定、長期履修制等により学生ニーズに応えるとともに、社会からの要請等を基に高度専門職業人育成のための組織整備、カリキュラム開発、企業等との連携による研究指導を実施している。

シラバスへの予復習の指示、少人数による演習形式での授業により予復習の実行を担保し、組織的な履修指導やGPA制度により単位の実質化を図っている。

各科目を講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用によりバランスよく編成するとともに、各研究科等は、養成する人材像に即した学習指導法の工夫を行っている。

全学統一書式によるシラバスを作成し、Webに掲載している。また、情報学研究科のアンケート結果から、シラバスが活用されていると推測される。

大学院規則等により研究指導体制を整備している。学生は、指導教員を中心とする指導・助言を受けながら、構想発表会、中間発表会等を経て、研究テーマについて計画的に学位論文又は課題の完成に至ることが可能な仕組みとなっている。

複数教員による指導体制、学会発表の義務化・推奨、教育フォーラム等による日常的な研究発表の機会、他研究機関における研究指導、TA、RAへの雇用により、研究指導等に係る指導を適切に実施している。

大学院規則等が成績評価基準及び修了認定基準を定め、学生便覧等により周知し、単位認定を授業担当教員が、修了認定を研究科委員会等が行っている。

学位論文に係る評価基準、周知は他の科目と同様とし、大学院規則が審査体制を定めている。

成績評価に対する学生からの異議申し立てに対応し、成績評価の正確さを担保している。

【専門職学位課程】

「高度な実践的指導力を持つスクールリーダー及び新人教員」、「地域に貢献できる法曹実務家」の養成に見合った教育課程を体系的に編成し、授業科目を配置している。

多様な経歴を有する学生のニーズに配慮し、また、学術の発展動向の他、特に静岡県の地域特性、期待を踏まえ、地域と連携し、地域から学び、地域のニーズに対応する教育課程を編成している。

各科目の開講年次の体系的な配置、キャップ制、シラバス、少人数教育等により単位の実質化を図っている。

教育課程・内容は、いずれも当該職業分野に求められる能力の育成を行うに適した水準を維持するとともに、特に理論科目と実践科目を適切に配置し、理論と実践の往還教育により高度専門職業人に必要な理論に裏付けされた実践力の養成を図るものとなっている。

講義、演習、実習等の授業形態を適切に組み合わせ、また、専門職に求められる理論に裏付けられた実践力の養成を研究者教員と実務家教員の協働によって実現している。

教育目的に即したシラバスを作成し、授業に活用している。

成績評価基準や修了認定基準を組織として策定し、学生に周知し、これらの基準に従って成績評価、単位認定、修了認定を適切に実施している。

授業担当者が「成績評価の方法・基準」により成績評価を行い、学生からの意見申し立に対応している。

基準6 教育の成果

教育成果の検証・評価を4年毎に行う体制を整備し、平成19年度に卒業・修了生、就職先を対象に教育目的

静岡大学

の習得度に関するアンケート調査、聞取調査を実施し、学部等は改善に向けた取組を行っている。

多くの学生が最終年次までに8～9割の単位を修得し、標準年限での卒業・修了者は、学士課程ではほぼ7～8割、大学院課程ではほぼ8～9割を占めている。各学部・研究科は資格取得に係る授業科目を開設し、多くの学生が資格又は受験資格を獲得している。各研究科等は、学生に学会発表を義務づけ又は奨励し、特に自然系において、多くの学会発表を生み、受賞実績をもたらしている。

学生による授業アンケートの経年比較において「授業を受けて知識・技術が身についた」との回答が増加したこと、卒業生や企業等へのアンケート調査、聞取調査において教育目的（専門分野に関する知識・技術、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等）の習得度が高い評価が与えられたことから、一部の教育目的（外国語能力、国際感覚、リーダーシップ）に改善の余地が見られるものの、おおむね教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

就職決定率は、学士課程、大学院課程ともに高い数値(90～98%)を示している。就職先地域として静岡県を含む中部地域が高い数値(学士課程:60%強、大学院課程:50%前後)を示し、地域社会への人材貢献を果たすとともに、産業別では、教育学部(教育・学習支援業)、情報学部(情報通信産業)、工学部(製造業)等、学部・研究科の教育目的・内容に沿った人材貢献を果たしている。修士課程進学率は、理系学部・学科で高い数値(50%前後)を示している。

基準7 学生支援等

学生便覧の配付、教務委員会や指導教員によるガイダンス、相談ブースの設置により授業科目の選択等の指導を行っている。

学習相談及び健康、生活、進路、ハラスメント等に係る相談に、指導教員を中心に学生相談室、保健管理センター、就職支援チーム等が連携し、対応している。

留学生に対し、指導教員、チューター、留学生カウンセラー等が学習支援にあたっている。日本語・日本事情の習得に係る科目・コースを開講し、多くの留学生が履修している。社会人に対し、ニーズに即したプログラムや専攻の設置の他、「大学院設置基準」第14条特例措置、長期履修制度により学び易い環境を作っている。

自主学習支援のため、附属図書館、情報基盤センターの他、学部・研究科等が図書室、リフレッシュスペース等を設置している。

課外活動支援のため、経費支援、施設の整備・開放を行うとともに、優秀団体等を表彰している。特に、東西交流バスの運行により合同練習等の便宜を図り、利用者も多い。

経済的支援のため、公的・民間の奨学金制度の他、学部等が奨学金制度を設け、授業料等免除制度とあわせて、選考規則等により公正な選考を実施している。

基準8 施設・設備

校地、校舎の面積は「大学設置基準」を大きく上回っている。教育課程に沿って講義室、演習室、体育施設等を整備し、計画的に老朽施設の機能改善、バリアフリー化を図っている。

情報基盤センター、学部等がICT環境を整備し、授業、自主学習に活用しているとともに、情報セキュリティの確保、ITコンプライアンスの徹底を図っている。

総合運動場等の利用規則を整備し、Web等により案内している。

附属図書館が図書、雑誌、電子ジャーナル、視聴覚資料等の整備を行い、特に教育に係る図書・雑誌等については、シラバス記載の全参考書の他、学生用図書選定部会が、学生・教員のリクエストを基に整備・充実を図っている。開館時間の延長、休日開館の措置により利用者の便宜を図り、1日当たりの入館者数は1,200人余り、館外貸出冊数は200冊程度である。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

入学から卒業・就職に至る文書の保存に係る方法・期間及び処理方法等を規則により定め、学務部、学部・研究科学（教）務係、教員がデータ等の収集・蓄積を行う他、評価会議が中期目標・計画の実行に係る資料の収集・蓄積を行っている。

教職員の意見聴取を総合戦略会議が、学生の意見聴取をオピニオンボックス、懇談会、学生生活調査等により行い、中長期的構想の策定、カリキュラム改善、学習環境の整備、サークル活動支援等に活用している。

学外者の意見聴取を経営協議会や卒業（修了）生・企業等就職先等への4年毎のアンケート調査等により行い、秋季入学の実施や男女共同参画の実現等に活用している。

全学FD委員会が学部等FD委員会と連携し、学生による授業アンケート、FD研修会、授業参観等を実施し、各教員はこれらを基に教育内容・方法に係る能力の向上に取り組み、授業アンケート結果の経年比較に見るよう、改善の成果を挙げている。

事務職員の研修の目的、基本方針を定め、キャリア、職務内容に即した研修を体系的に実施、また、技術職員については、技術報告会を中心に研鑽の機会を設けている。TA 予定者を対象にFD研修会において教員とともにTAの役割について研修する取組を行った。

基準 10 財務

土地、建物等を国から現物出資されていること、毎年度の新規取得、更新等により教育研究活動を安定して遂行できる資産を有している。債務は教育研究活動に係る負債であり、弁済の財源を確保している。

運営費交付金の他、適正な入学者・在籍者数による授業料、入学金、検定料の確保、科学研究費補金等の外部資金の獲得によって継続的な収入の確保を実現している。

中期計画、年度計画における予算、収支計画、資金計画を策定し、文部科学大臣の認可、届出をし、公表している。

平成16～20年度において短期借入はなく、当期総利益を計上し、剰余金として文部科学大臣に繰越承認申請を行っている。

学長が予算配分方針を決定し、部局等に対し教育研究に係る経常的経費の配分を行うとともに、学長裁量経費を措置し、競争的・戦略的に配分している。

財務諸表等を官報に公告し、書面を事務局に備え、Webに掲載している。

監事及び会計監査人が財務に対する監査を法令により、監査室が内規により内部監査を実施している。

基準 11 管理運営

管理運営組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会の他、企画・調整会議、評価会議、総合戦略会議を置き、あわせて事務組織を機能別に編成することにより、これらの組織が、適切な規模と構成により、相互に連携し、大学の目的達成に向け、所定の機能を果たしている。地震等災害に対する危機管理体制及び研究費等に係るコンプライアンス体制を整備している。

学長が、役員会、経営協議会、教育研究評議会、企画・調整会議の議長の地位に立つとともに、学長のリーダーシップを支える補佐体制を整備し、あわせて、学長主導による人的・財的・物的資源の管理・配分を行う体制を整えている。

総合戦略会議が教職員の意見聴取を行い、「職員からの改善提案等を吸い上げる仕組み」の立ち上げ、業務マニュアルの作成等を実現している。学生生活調査等により学生の意見聴取を行い、特に要望の多い学（教）務係の対応につき接遇研修等により改善を図っている。各部局は外部評価委員から寄せられた意見に、改善計画を策定し、対応する取組を行っている。

監事は「国立大学法人静岡大学監事監査規則」により監査業務を実施し、監査報告書を公表している。

「静岡大学事務職員能力向上について」が事務職員の研修の目的、基本方針を定めるとともに、職員研修の体系化を図り、キャリア別、課題別研修会等を実施している。

中期目標が管理運営に係る基本方針を定め、役員会等の組織、及び学長等の選考等に関する諸規程を整備し、公表している。

学務情報システム等が教育研究等に係るデータを、評価会議が中期計画の実行に係る資料を、教員データベースシステムが教員の教育研究等に係るデータを収集・管理するとともに、学長、理事、学部長、教職員が適宜活用できる体制をとっている。

「学校教育法」「国立大学法人法」により教育、研究等の活動を対象に自己点検・評価を実施し、報告書を公表している。

部局等の自己点検・評価について外部委員による評価を、中期目標・計画の達成状況に関する自己点検・評価について法人評価委員会、大学評価・学位授与機構による評価を受けている。

評価会議が中心となり、部局等の外部評価結果を基に改善の取組を行い、また、中期目標・計画の進捗状況の点検を行い、部局等とのヒアリングを交え、計画の達成の確実を期している。

教育研究活動の状況、教育研究に係る理念や成果をホームページ、新聞広告に掲載するとともに、研究成果を研究紀要、学術リポジトリにより社会に発信している。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/daigaku/no6_1_1_jiko_shizuoka_d201003.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	別添資料1-1 別添資料1-2	未来を拓く静岡大学～ビジョンと戦略～ 情報学部目的 (MOVE2009 情報学部案内)
基準2	別添資料2-1 別添資料2-2 別添資料2-3 別添資料2-4 別添資料2-5 別添資料2-6	静岡大学大学教育センター組織図 静岡大学農学部・農学研究科代議員会規程 平成21年度第1回教育研究評議会議事録 平成21年度第1回企画・調整会議議事要録 平成21年度人文学部第1回教授会議事録 平成20年度第6回工学研究科委員会議事録
基準3	別添資料3-1 別添資料3-2 別添資料3-3 別添資料3-4 別添資料3-5 別添資料3-6 別添資料3-7 別添資料3-8	静岡大学の学部、大学院及び研究所に置く講座等の教員組織を定める規則 教員の補充方針等 (ガイドライン) について 静岡大学教員資格審査基準 学部等の採用・昇格基準 学部等の選考に関する内規等 教員の個人評価に関する実施要項 教員の研究活動と教育内容の関連性 (学部) 教員の研究活動と教育内容の関連性 (研究科等)
基準4	別添資料4-1 別添資料4-2 別添資料4-3 別添資料4-4 別添資料4-5 別添資料4-6 別添資料4-7 別添資料4-8 別添資料4-9 別添資料4-10 別添資料4-11 別添資料4-12	静岡大学のアドミッション・ポリシー (平成21年度入学者選抜に関する要綱2～3頁) 各研究科のアドミッション・ポリシー (平成21年度各研究科学生募集要項) 平成21年度入学者選抜に関する要項 私費外国人留学生の選抜方針 (平成21年度私費外国人留学生特別選抜学生募集要項 12～13頁) 社会人特別選抜学生の選抜方針 (平成21年度社会人特別選抜学生募集要項 7頁) 私費外国人留学生の選抜方法 (平成21年度私費外国人留学生特別選抜学生募集要項 9頁) 静岡大学全学入試会議規則 静岡大学入学試験学力検査委員会内規 静岡大学入試情報公開規程 静岡大学入試情報公開規程実施細則 平成21年度大学院農学研究科入試マニュアル 大学院入試事故対策協議会要項
基準5	別添資料5-1 別添資料5-2 別添資料5-3 別添資料5-4 別添資料5-5 別添資料5-6 別添資料5-7	各学部全学教育科目カリキュラム 科目関連図 (情報学部) (READ ME2009)、科目関連図 (工学部) (CHECK ME2009) 新入生セミナーシラバス (理学部) (2009 SYLABUS [静岡キャンパス] 11頁) 地域をキャンパスに (天岸祥光) (静岡新聞平成16年12月10日) ダブルディグリー特別プログラム (複数学位制度) 交換学生に関する覚書 情報学研究科・研究指導計画書及び報告書 大学院自然科学系教育部学位論文提出等に関するガイドライン

	別添資料 5-8	教育学研究科教育実践高度化専攻・教育課程の編成
基準 6	別添資料 6-1	学生等による評価に関する基本方針
	別添資料 6-2	学生等による評価に関する実施要項
	別添資料 6-3	学生（学部・大学院）進路状況（平成 18、19、20 年度）（静岡大学概要）
	別添資料 6-4	卒業・修了生の活躍状況
	別添資料 6-5	静岡大学卒業生等による評価に関する調査（平成 19 年 12 月）
	別添資料 6-6	企業等訪問調査報告書（平成 19 年度）
基準 7	別添資料 7-1	留学生の指導教員の方へ
	別添資料 7-2	留学生チューターの手引き
	別添資料 7-3	指導教員の手引き—学生支援のために—
	別添資料 7-4	オピニオンボックスへの投書と回答の具体例
基準 8	別添資料 8-1	学部等の講義室等の定員、設備の状況
	別添資料 8-2	静岡大学情報セキュリティ管理のガイドライン
	別添資料 8-3	安全で快適な情報ネットワーク利用の手引き
	別添資料 8-4	I Tコンプライアンス推進体制
	別添資料 8-5	りぶ☆なび～図書館利用のてびき～
基準 9	別添資料 9-1	学生座談会（静岡）の報告（NEWS LETTER. Vol.1.3.（2005.1）5～6 頁）、座談会 わたしたちは静岡大学の教育についてどう感じているか？（NEWS LETTER. No. 15.（2008.2）24～31 頁、No. 16.（2008.6）22～29 頁）
	別添資料 9-2	「大学生活・学習」に関するアンケート（学部生）、「大学生活・学習」に関するアンケート（大学院生）
	別添資料 9-3	改善計画書（抜粋）
	別添資料 9-4	授業アンケート票（講義科目用）
	別添資料 9-5	「授業アンケート」を活用し、よりよい授業作りに参加しましょう
	別添資料 9-6	授業評価アンケート結果（ライティングスキルズ I - 2）
	別添資料 9-7	『授業カルテ』の読み方
	別添資料 9-8	アンケート結果に応じて（工学部：基礎無機化学）
	別添資料 9-9	教師必携～教育のチームワークを目指して～
	別添資料 9-10	静岡大学工学部物質工学科化学システム工学コース授業参観実施方法
基準 10	別添資料 10-1	平成 20 年度 予算配分方針について
	別添資料 10-2	平成 20 年度学長裁量経費について
基準 11	別添資料 11-1	運営組織図（平成 21 年度国立大学法人静岡大学概要、2 頁）
	別添資料 11-2	静岡大学非常災害対策本部の構成及び任務（静岡大学自主防災規則 別表 3）
	別添資料 11-3	国立大学法人静岡大学教職員行動規範
	別添資料 11-4	研究費不正防止の取組体系図（研究費不正防止計画、4 頁）
	別添資料 11-5	教員の定員管理の基本方針について
	別添資料 11-6	人件費削減計画及び教員の戦略的配置について
	別添資料 11-7	静岡大学スペースマネジメント基本方針、静岡大学コストマネジメント基本方針、静岡大学クオリティマネジメント基本方針

静岡大学

別添資料 11-8	静岡大学事務職員能力向上について
別添資料 11-9	静岡大学事務職員の研修体系について
別添資料 11-10	DATA of Shizuoka Univ. 2008／静大データ 2008
別添資料 11-11	静岡大学データベース利用規則
別添資料 11-12	組織評価に関する実施要項
別添資料 11-13	組織評価結果に係る改善計画・結果報告書（情報学部）
別添資料 11-14	中期目標・計画の達成に向けて（平成 21 年 7 月 11 日）
別添資料 11-15	新聞全面広告（静岡新聞平成 21 年 1 月 1 日）